

[後見]の基礎の基礎

後見について、最低限知っておいていただきたい知識をQ & A形式で説明しております。

目次

- Q. 1 (後見の概略について)
- Q. 2 (後見制度の種類について)
- Q. 3 (禁治産制度と後見制度のちがいについて)
- Q. 4 (法定後見制度と申立ての方法について)
- Q. 5 (「後見」、「保佐」、「補助」のどれを選択すればよいかについて)
- Q. 6 (「後見」について)
- Q. 7 (後見人の仕事と責任について)
- Q. 8 (後見人の報酬や事務費用について)
- Q. 9 (後見人を辞めることができるかについて)
- Q. 10 (後見監督人の役割について)
- Q. 11 (後見終了後の手続について)
- Q. 12 (「保佐」について)
- Q. 13 (保佐人の仕事と責任について)
- Q. 14 (「補助」について)
- Q. 15 (補助人の仕事と責任について)
- Q. 16 (保佐監督人と補助監督人の役割について)
- Q. 17 (成年被後見人らしい方との取引について)
- Q. 18 (後見開始までの間に財産を処分されるおそれがあるときの手続について)
- Q. 19 (任意後見制度について)
- Q. 20 (任意後見契約のパターンについて)
- Q. 21 (任意後見人の仕事と責任について)
- Q. 22 (任意後見監督人の役割について)
- Q. 23 (任意後見人を辞めることについて)
- Q. 24 (予備的に、別の人を任意後見受任者として契約できるかについて)
- Q. 25 (判断能力に問題はないが、身体が不自由な場合の保護について)
- Q. 26 (自分が亡くなった後のことを依頼できるかについて)

解説編

Q. 1（後見の概略について）

後見って、簡単に言うとどういうことなんですか？

A. 1

後見とは、判断能力の不十分な方を保護し、支援する制度です。

判断能力が不十分として、まず法律が定めるのは未成年者ですが、未成年者については、親権者（通常、その未成年者の親です。）が、契約締結の際の代理人になる等、法律上保護されています。但し、親権者である実親が死亡したり、虐待をするような親で親権を取り上げられているような場合には、未成年者の親権者がいなくなる可能性はありますので、そのような場合、親権者に代って後見人が選任され、未成年者の保護に当たることがあります、これを「未成年後見制度」といいます。

これに対して、成年者については、原則としては、その方が単独で法律行為をすることができるのですが、例えば、重度の認知証や知的障害をお持ちの方であれば、成年者であっても、十分な判断能力を有しておられず、自分の権利を守ることができずに、不当な損害を受けたり、不当な扱いをされたりする可能性が高いものです。

そこで、そのような判断能力が不十分な方を保護する制度を「成年後見制度」といいます。

なお、ここでは、成年後見制度について説明し、これから判断能力が不十分で保護を受ける方のことを「本人」といいます。

Q. 2（後見制度の種類について）

成年後見制度は具体的にはどのようなものがあるのですか？

A. 2

成年後見制度は、大きく分けると、現実に保護が必要とされる人（本人）に対して、本人又は近親者等の関係者が家庭裁判所に申立てをし、裁判所がその方（本人）の判断能力が不十分であることを確認した上で、保護の程度と本人の保護をする人を定めるという「法定後見制度」と、保護を受けたい方が、自分の希望する方に将来保護者になってもらう旨の契約をしておき、将来判断能力が不十分になった時点で、保護を始めてもらうという「任意後見制度」の二つがあります。

法定後見制度については、その方の保護の程度の重い順番で、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型があります。後で詳しい説明はしますが、簡単に言うと、本人の判断能力の低下が重い方から軽い順番で、「後見」、「保佐」、「補助」とされるものと思って下さい。

又、任意後見制度というのは、平成12年に民法が改正された際に新設された制度で、基本的に現在は判断能力におとろえはなくシッカリしている方が、将来、判断能力が低下したときに、自分の信頼できる方に自分の代理人になってもらうように、現時点で後見の予約をしておくというような制度で、依頼をされる本人の希望がより尊重されるというメリットがあります。

Q. 3 (禁治産制度と後見制度の違いについて)

昔は、判断能力が低下した人に対しては、禁治産制度という制度があったように記憶していますが、後見制度とはどう違うのですか？

A. 3

平成12年4月1日から施行されることになった民法の改正によって、それまであった禁治産制度、準禁治産制度が法定後見制度の「後見」、「保佐」に替わり、又、新たに、法定後見制度に「補助」の類型と、全く新しい後見制度として任意後見制度が新設されています。ですから、法律の改正によって、禁治産制度という制度がなくなり、成年後見制度に替わったのだと思っていただいて構いません。

因みに「治産」という単語は、生計を立てることとか財産の管理・処分をすることという意味ですが、禁治産というのは、このようなことを禁止するという制度であるということで、言葉のイメージも悪く、又、戸籍に禁治産宣告を受けたことが記載される、実質的に社会生活から排除されることになる等の理由から、余り利用されていなかったのが、実際のところでした。

ところが、認知症等の病気等のために、判断能力が落ちてしまったような高齢者の方が、いわゆる悪徳業者にだまされる等して被害を受けるようなケースが問題となったり、社会的にノーマライゼーション（判断能力がおとろえた人や障害等を持つ人も健常者と同様に地域社会で普通に暮らしていけるように制度等を整えるということです。）への取り組みが広がっていったこともあって、判断能力の低下した人の生活を支援できるより効果のある方法が必要であるとされ、平成11年12月に民法の禁治産制度に関する条文が改正され、翌平成12年4月から、成年後見制度がスタートしたのです。

従来の禁治産制度と現行の成年後見制度については、「禁治産」が「後見」に、「準禁治産」が「保佐」に替わり、「保佐」より保護の程度が軽い方に対して「補助」という類型が新しく設けられました。

なお、本人の意思をできるだけ尊重した上で、必要な程度の保護をするという観点から、「日用品の購入、その他日常生活に関する行為」については、後見人等が取消すことはできなくなりました。又、従来の準禁治産の対象には浪費者も含まれていましたが、浪費者だからといって、一概に判断能力が不十分であるとは言い切れませんので、現行の成年後見制度の「保佐」の対象から、浪費者は外されています。当然のことですが、浪費の原因が判断能力の低下である場合に、必要な法定後見を受けられることはもちろんです。

更に、従来の禁治産制度は、本人の意思よりは、周りの判断で保護をする方を決めるという制度でしたが、本人の意思をより尊重しながら援助を図るために、民法の改正に併せて「任意後見に関する法律」という法律が定められ、自分の希望する人に後見人を依頼することができる任意後見制度も新設されたのです。

Q. 4 (法定後見制度と申立ての方法について)

後見制度の概略は大まかに分りましたが、まずは、法定後見制度について、どのようなものか、申立てはどのようにすればよいのか等、詳しく教えてもらえませんか？

A. 4

法定後見制度は、先に述べましたように、保護の程度の重い順番から、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型があります。ですから、本人自らが行う行為に対する制限も「後見」が一番重く、続いて「保佐」、「補助」の順に制限が軽くなっていきます。

法定後見を受けるということは、本人は、判断能力が無くなる又はおとろえている状態にあるということです。本人の勝手な行動によって本人の利益が害されることのないよう、本人の利益を保護するために、本人の行為等を制限することになります。

主な制限としては、「後見」と「保佐」が開始された本人は、医師、薬剤師、士業者等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うこととなります。又、特に「後見」が開始された本人は、選挙権、被選挙権を失うことになり、また、役所の実務上、印鑑登録は抹消されますので、その点には注意が必要となります。なお、「補助」に関しては、そのような資格の制限はありません。

それぞれの類型の具体的な内容については、別にご説明しますので、まず最初に、共通する申立てについての概略について説明します。

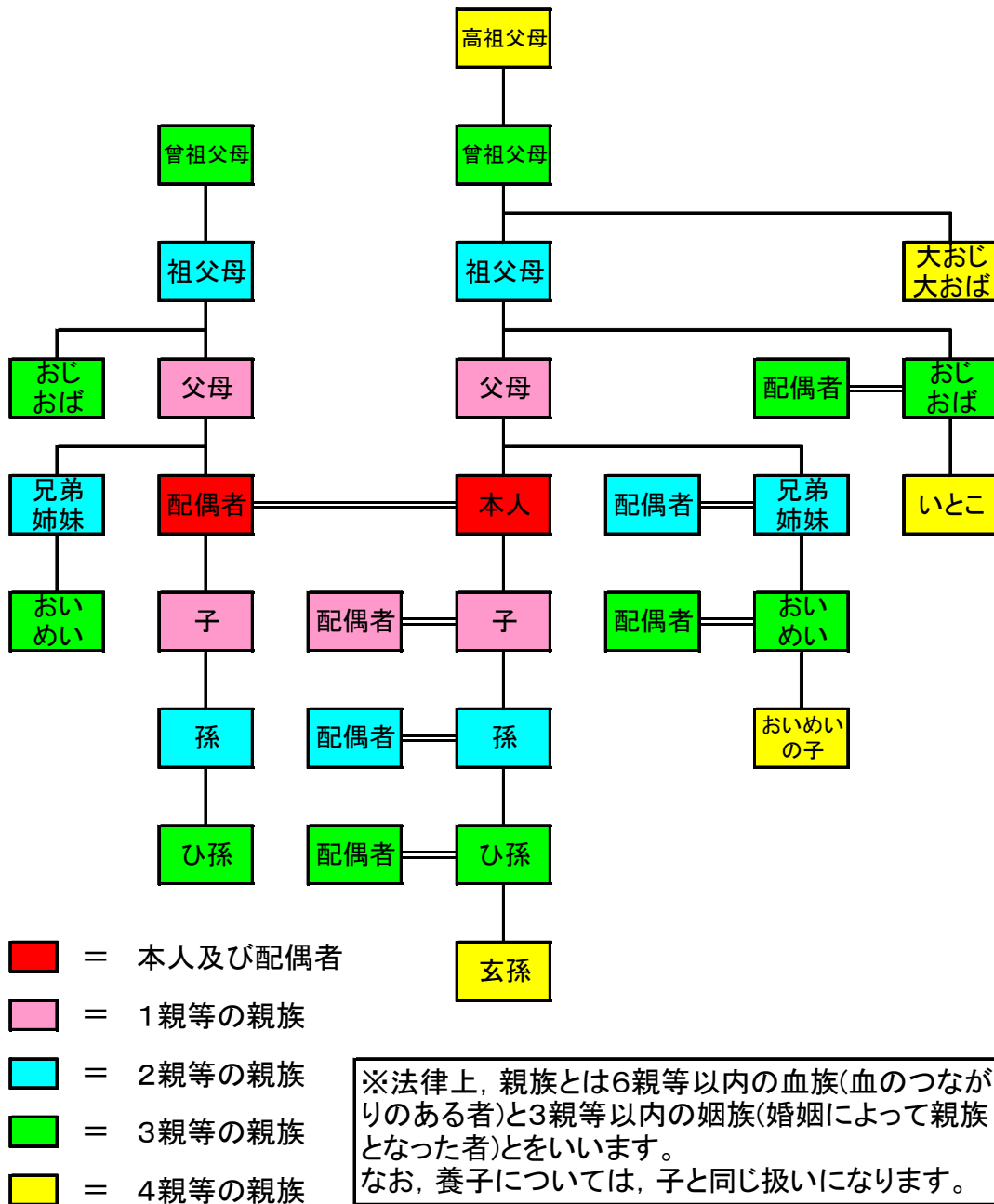
申立ては全て本人の住所を管轄（担当）する家庭裁判所に対して行うこととなります。管轄の家庭裁判所につきましては、裁判所のホームページ等でご確認されるか、お問合せ下さい。

申立てができる人は、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人や保佐人等、検察官、市町村長が申し立てることができます。そして、当然のことですが、上記のような申立てができる人からの申立てがあつて、初めて家庭裁判所が本人の保護の程度について判断をし、その旨の審判がなされることとなりますので、たとえ判断能力が衰えている人であっても、家庭裁判所が勝手に本人の「後見」、「保佐」、「補助」を決めるものではありません。

ところで、申立てができる人に、何故、検察官や市町村長が含まれているのかということに疑問を持たれる方もおられると思います。本来であれば、本人や近親者らの本人のことをよく知っている親族が申立てするのが望ましいのですが、身寄りのない高齢者や親族に虐待を受けておられるような方の場合には、本人保護のためにも第三者であっても申立てができるようにしておくべきことから、公益的な立場にある検察官や市町村長にも申立ての権限が与えられているのです。

なお、四親等内の親族については、以下に簡単な図で説明しますので、ご参考になさって下さい。

四親等内の親族図



次に、申立てに関する手続ですが、全国どこの家庭裁判所であっても、基本的な部分は共通ですが、各裁判所によって、作成すべき書類や取寄せすべき書類の内容、申立にかかる費用、申立の段取り等が多少変わることになります。そのため、申立てをされる前に、各々の家庭裁判所に問い合わせの上確認していただきますよう、お願いします。

なお、手続に関して、裁判所への法定後見の申立書の作成については、行政書士が業として行うことができませんので、私に戸籍謄本等必要書類の取寄せをご依頼された場合には、申立てに関するご説明やサポートは致しますが、申立書等作成す

べき書類自体は申立てをする方自らで作成していただき、自らで申立てしていただくこととなりますことをご了解下さい。但し、どうしても代理して申立てをしてもらうことを希望される場合には、弁護士に依頼していただくこととなりますので、そのときは、弁護士をご紹介します。

まず、取寄せなければならない書類について説明します。

最初に、後見を受けることになる本人に関する書類ですが、第1に本人の診断書入手することが必要となります。医師は精神科の医師に限るものではなく、かかりつけの医師がいらっしゃるのであれば、その方に書いてもらっても構いません。法律上、診断書の書式も制限はありませんが、裁判所のホームページに載っている定型の診断書の書式を使用されることをお勧めします。

それから、本人の戸籍謄本（外国籍の方の場合には、外国人登録原票記載事項証明書）と住民票、登記されていないことの証明書（申立ての時点で、後見等が始まっていないことを証明する書類で、法務局の本局にて申請して取得してもらうこととなります。）が必要となります。

本人以外の方が申立てされる場合には、申立人についても、戸籍謄本（外国籍の方の場合には、外国人登録原票記載事項証明書）が必要となりますが、本人と申立人が親子関係にある等、本人と同じ戸籍であれば不要です。

更に、申立ての際に、後見人等になって欲しい候補者を記載する場合には、その候補者の方の住民票（本籍の記載のあるもの。外国籍の方の場合には、外国人登録原票記載事項証明書）が必要となります。大阪以外の家庭裁判所では、破産等を受けていない旨の身分証明書（市町村役場にて取得してもらうこととなります。）の提出が必要な場合もあります。

但し、候補者については、後見人等の欠格事由（後見人等になれない方）として、未成年者、家庭裁判所で過去に法定代理人や後見人等を解任等された人、破産して免責決定を受けていない人、本人に対して訴訟をしている人とその配偶者及び直系血族、行方不明の人が定められていますので、それ以外の方を選ぶ必要があることには注意が必要です。簡単に言うと、他人の財産管理ができるとは思えない方、本人と対立関係にある方は後見人等にはなれないということです。

なお、候補者に関しては、身近に候補者にふさわしいと思われる方がいない場合については、家庭裁判所に一任することも可能です。その場合には、弁護士や司法書士、行政書士等の法律の専門家や福祉関係の専門家が選任される可能性が高くなります。又、社会福祉法人のような法人や福祉団体等を候補者にすることや、複数の方を候補者にすることも可能です。詳しくはお問合せ下さい。

続いて、作成すべき書類ですが、申立書は裁判所のホームページに載っている定型の書式をダウンロードして使用してもらうか、申立てをする家庭裁判所に問い合わせさせていただいて、書式を取寄せて下さい。なお、大阪家庭裁判所に申立てをする場合には、大阪の裁判所のホームページの下のほうに、大阪家庭裁判所専用の書式

が掲載されていますので、そちらからご確認いただくか、大阪家庭裁判所に問い合わせさせて下さい。

申立書以外の書面については、一般的には申立書付票というものを作成することになり（上記裁判所のホームページよりダウンロードできます。）、そこで、本人の現在の状況、財産や負債、収入や支出等の状況、後見人等の候補者についての状況、申立てに際しての本人の家族等の同意の有無等を説明することになります。なお、大阪家庭裁判所に申立てする場合には、親族関係図、財産目録、収支予定表、本人と候補者に関する照会書、候補者の陳述書、他の親族等の同意書等、大阪家庭裁判所専用の書面を作成してもらうことになります。いずれも、上記、裁判所のホームページよりダウンロードしていただけますし、家庭裁判所の受付で申請していただければ、書式は入手することができます。

いずれにしても、後見人、保佐人、補助人は、本人の財産を管理し、本人の利益を守る立場になりますので、本人の財産状況についてはきちんと把握しておかなければなりませんし、当然のことですが、家庭裁判所は個人の財産状況を認識しているものではありません。そのため、申立ての時点で、本人の財産状況については、ある程度詳しい書面を作成して説明する必要がありますし、預金通帳等の財産関係の書類のコピーを提出することで、作成した書面に間違いがないことを明らかにしなければなりませんので、その辺りの段取りは結構手間ひまがかかるものであることは理解しておいて下さい。

書面の作成、必要書類の取寄せ、資料の作成が出来れば、事前に家庭裁判所の受付に連絡を入れた上で（少なくとも、大阪家庭裁判所については、申立てを受付してもらえらる日を電話予約してもらうことになります。）、申立てをするという流れとなります。

なお、本人の意思をできるだけ尊重し、必要な保護類型を決定するという観点から、「保佐」の申立てに保佐人に代理権を与える旨の申立てを併せてする場合と「補助」の申立てに関しては、本人が申立てに同意していることも必要となります。

申立てにかかる費用としては、申立書に貼る収入印紙が800円（保佐、補助の申立ての場合、追加の申立てによっては、1,600円又は2,400円になる場合があります。）、切手が3～5,000円程度（申立ての内容、家庭裁判所によって異なります。）、後見登記のための収入印紙2,600円が必要となります。更に、裁判所からの再度の鑑定が必要な場合には、概ね10万円程度までの鑑定費用（通常は3～5万円程度です。）がかかることになり、これに関しては原則として申立ての際に10万円を予納してもらうことになります（裁判所に預けることですが、最終的に費用が余った場合には返却されることになります。）。

又、申立てにかかる費用は、原則として申立人が負担することになるのですが、本人以外の方が本人保護のために申立てをしたような場合で、本人に資力がある場合には、「申立費用は本人に負担させる旨の命令を求める」という文言を申立書に記

載して、本人に負担させる旨の費用負担命令を出してもらうことで、申立費用を本人に負担させることができます。

一般的には申立て後、1～3ヶ月位で申立てに対応した「後見」、「保佐」、「補助」の審判が出され、本人に対して、後見人、保佐人、補助人が選ばれ、又、必要に応じて各々の監督人が選ばれることとなります（裁判所からの再度の鑑定が必要であるか、必要な書類がきちんと揃っているか、調査が困難でないか等の事情によって、各々のケースで審判が出されるまでの期間は異なります。）。審判書の謄本を受け取ってから、不服申立てがなされることなく2週間を経過すると、後見等の審判が確定し、更に、東京法務局にて、後見の登記がなされて、法定後見がスタートすることとなります。

法定後見がスタートしてからの流れは、項を改めて説明します。

又、「後見」、「保佐」、「補助」は重複して決定されるものではなく、本人の状態に応じて、いずれかの類型1つが家庭裁判所によって決定されることとなります。ですから、例えば「後見」の申立てをしていますが、家庭裁判所での再度の鑑定や本人等からの事情の確認の結果で、「保佐」や「補助」で十分であるという判断がされたときは、申立ての変更を求められた上で、より軽い類型の決定がなされることもあります。又、既に「保佐」や「補助」の審判がなされている方が、更に状態が悪化して、現在の保護体制では不十分であるような状態になった場合には、改めて「後見」や「保佐」の申立てをすれば、現在の保護の状態が取消されて、新たに現状にあった重い保護が受けられるように審判がなされたり、逆に状態が改善して、より軽い保護でよくなったような場合には、より軽い保護を申し立てることで、現在の保護が取消されてより軽い保護に変更されることもあります。

この後、それぞれの類型について、詳しく説明します。

Q. 5 (「後見」、「保佐」、「補助」のどれを選択すればよいかについて)

前の説明で、法定後見を申立てする大まかな流れは分りました。

ところで、実際に申立てをする場合に、「後見」、「保佐」、「補助」のどれを選択すればよいのでしょうか？基準のようなものがあれば、教えてもらえませんか？

A. 5

実際の申立てに際しては、添付する本人に対する医師の診断書に、判断能力判定についての意見が書かれています。そこで、診断書の内容に従って申立てをするということになりますので、医師の診断を受けた上で、診断書にある意見に従って必要な保護類型を決定して申し立てるものであると考えてもらって構いません。

又、実際に申立てをした上で、家庭裁判所の判断が申立人側の判断と異なる場合には、実務上は、家庭裁判所より、申立て内容の変更をするよう指示されることとなりますので、とりあえずは、医師の診断書の内容に従って申立てをすれば十分です。

ただ、医師の診断を受けるかどうかを判断する、法定後見を申し立てるかどうかを検討するに当たっては、本人の状態がどの程度であるか、どの程度の保護が必要であるかということ周りが事前把握しておくことは大事ではないかと思えますので、一応の判断基準について説明します。

この点については、法律上

「後見」の対象となる方は、

「精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」

「保佐」の対象となる方は、

「精神上的障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者」

「補助」の対象となる方は、

「精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分である者」

としか書かれてなく、これだけでは具体的な基準というものがハッキリしないというのは確かです。

なお、ここでいう「精神上的障害」とは、身体の障害以外の広い意味で解釈されていますので、いわゆる精神疾患だけではなく、認知症等の病気によって判断能力がない（又はおとろえた）方も含まれることとなります。そこで、反対の解釈として、例えば、身体が不自由で自由に歩けないような方や寝たきりの方であっても、判断能力が低下していない（頭はシッカリしているということです。）のであれば、法定後見の申立てはできないこととなります。

更に、大阪家庭裁判所の後見申立ての資料によれば、

「後見」→本人の判断能力がほとんどない場合

「保佐」→本人の判断能力が著しく不十分な場合

「補助」→本人の判断能力が不十分な場合

とされていて、

判断能力が

「ほとんどない」

＝自分の行為の結果についての合理的な判断ができない、すなわち、日常の買物であっても自分ではできず、誰かに代わってもらう必要があるという程度の状態。

「著しく不十分」

＝日常の買物程度は問題なくできるものの、不動産の売買や金銭の貸し借り、相続問題等の処理のような重要な行為について合理的な判断ができない程度の状態。

「不十分」

＝財産の管理、処分は一応独力でできるかもしれないが、本人の財産を守るためには、念のため、誰かに援助してもらったほうがよい程度の状態。

と解説されています。

ただ、これらの説明でも、具体的なイメージがなかなか思い浮かばないのではないかと思います。

そこで、私の個人的な意見ではありますが、

「後見」の対象となる方は⇒

買物を頼んだとしても、計算も上手くできず、きちんとその通りに買物ができるかどうかさえ分らないような、幼稚園児、保育園児から小学校低学年の児童程度の判断能力であるという方

「保佐」の対象となる方は⇒

日常生活における買物程度のことであれば、大体満足にできるものの、金額が高額になるような買物等は頼めないというような、小学校中・高学年の児童程度の判断能力であるという方

「補助」の対象となる方は⇒

基本的に財布の管理は本人に任せて大丈夫だと思うが、金額が高額であったりすれば一人でやらせるのは心配になるというような、中学生以上の程度の判断能力は有している方

とイメージしてもらえれば、どの保護の類型を求めればよいかの参考になるのではないかと思います。

又、判断能力がほとんどないというケースには、いわゆるまだら認知症のように、時々、一時的には判断能力が回復されることがあるような方でも、全体的にその方を見て、判断能力が無い状態が通常であると判断される方も当てはまることとなりますので、そのような方に関しては、特に医師の診断が必要となります。

後見が相当であるようなケースは、一般の方でも分りやすいことが多いのではないかと思います。保佐と補助に関しては、微妙な判断が必要であると思いたすの

で、心配になられるような場合には、早いうちに医師の診断を受けられることをお勧めします。

Q. 6 (「後見」について)

私の母は、70歳を超えて、認知症を発症し、今はほとんど会話もできず、私達家族の言うこともちゃんと理解しているのかもハッキリしませんし、身の回りのこともほとんど家族が面倒を見ている状態が数年続いています。これまでは、家族だけで何とか面倒を見てはきたのですが、それも負担が大きく、いよいよ老人介護施設へ入所させることを考えております。

母は、父の残した財産として、1,000万円程度の定期預金を持っていますので、これを解約して、その費用に当てたいと思いますが、当然のことながら、母が自分で預金を解約すること等できません。

法定後見を申し立てる必要があると思いますが、「後見」の決定がされるとどのようになるのでしょうか？

又、私は、営業職のサラリーマンで、法律や福祉のことは全く疎いのですが、私が母の後見人になることはできるのでしょうか？

A. 6

お母様の状態を伺うと、A. 5で説明した、「後見開始相当」の状態に当るように思われますので、医師の診断を受けた上で、A. 4の説明も参考にさせていただき、「後見」の申立てをしてもらうのがよいのではないかと思います。

「後見」の決定がなされると、本人に後見人が選任され、先に説明しました通り、本人は、選挙権、被選挙権を失いますし、医師・薬剤師、士業者等であれば、その資格も失います。それ以外にも、会社役員や公務員の地位も失うこととなります。又、印鑑登録については、新たに登録することはできませんし、役所の実務上、既になされている印鑑登録は取消されることとなります。

そして、選任された後見人には、取消権と代理権が与えられます。そこで、本人は基本的に後見人に代理してもらって契約や売買等の法律行為等を行うこととなりますし、本人が単独で行った法律行為については、後見人が取消することができることとなりますので、本人単独ではほとんど何もできなくなると考えてもらって構わないかと思います。

又、選挙権等や各種資格、地位の喪失については、ある意味、本人が希望されることではないのかもしれませんが、その制限があることから申立てをためられるという話も聞くことがあります。そこで、「後見」が開始された場合の制限については、できれば、本人に事前に理解してもらい同意していただいた上で、申立てをすることに越したことはないのですが、正常な判断能力を失っておられる状況が続いているという状態においては、その点について本人の理解や同意がなくてもやむを得ないものと考えていただく必要があると思います。

唯一、平成12年の民法改正において、本人が「日用品の購入、その他日常生活に関する行為」については、取消の対象から除かれることになりました。これは、

日常生活に関することまで後見人が取消せることになると、本人の生活にあまりに干渉しすぎであり、できるだけ本人の意思を尊重するという法定後見の理念にも反することから、取消の対象から除かれることになったのです。ただ、そうなると、認知症の方のケースで時々聞く話ですが、本人が近所のスーパー等で食べきれないほど多量の買物をしたり、何度も同じ物を買う等の行為をされることがあっても、法的には取消せないこととなります。そこで、本人が1人で出歩くことが可能で、そのような行為を行う可能性がある場合には、後見人等から店の責任者の方等に連絡をしてもらって、実際にそのような問題が起きないように、相当の対応をしてもらうような手当が必要になることには注意が必要です。

なお、結婚、離婚、遺言のような一身専属的な身分行為については、特に本人の意思を尊重しなければならないので、本人に「後見」が開始されたとしても、後見人が代理で行うことはできません。実際には、遺言には被後見人の遺言ができる方法について民法の規定があります（[遺言]の基礎の基礎のQ. 2を参考になさって下さい。）ので、その規定に従った方法で行うこととなりますし、結婚や離婚については、本心からそうしたいという婚姻意思や離婚意思が確認されないとな無効になる可能性がありますので、慎重になされるべきものであるということには注意が必要です。

「後見」の決定がなされると、その後は、本人の状態が回復しない限り、原則として本人が死亡するまで「後見」の状態が続くこととなります。ですから、万一、後見人が辞任したり、解任されたり、死亡した場合には、新たな後見人が選任されて、本人は引き続き「後見」を受けることとなります。但し、本人の状態が回復して「後見」を受ける必要が無くなり、後見開始の審判の取消の申立てをした上で、家庭裁判所にて取消の審判がなされたときには、「後見」は終了します。

ところで、後見人に関しては、法律や福祉の専門家に限られるものではなく、A. 4でも説明しましたが、欠格事由に該当しなければ、ご家族がなることも可能ですし、親族が後見人になるケースが多いのが実際のところですが。もちろん、後見人の選任基準としては一般的な基準が定められている訳ではなく、本人の心身の状態、生活や財産の状況、後見人になる人の職業や経歴、後見人と本人の間の利害関係の有無、後見人になる人の意見等、一切の事情を考慮した上で、最終的には家庭裁判所が判断して決定することとなります。ですから、あなたが候補者として後見人になることを希望されたとしても、選任されないこともありえます。とは言うものの、あなたに健康上の不安がなく、特にお父様とあなたが対立されたりもしておらず、他のご家族等関係者からの否定的な意見等が無いようであれば、あなたが後見人として選任される可能性は高いものと思われます。後見人は家庭裁判所から直接監督を受けることとなりますので、担当の書記官の方と連絡を取られて、家庭裁判所の確認・指示を受けながら後見人の仕事をやっていただければよいかと思えます。

又、あなたのように、法律には疎いとおっしゃられる方が後見人として選任され

る場合で、財産関係が複雑であったり、訴訟等の可能性がある等後見事務が複雑であったりする場合には、法律の専門家が後見監督人として選任される可能性もありますので、後見監督人が選任された場合には、基本的に後見監督人の同意を得た上で、後見業務を行ってもらうこととなります。又は、あなたのほうから、後見監督人選任の申立てをしてもらって、後見監督人を選任してもらうという方法もあります。

後見人の職務等については、改めて説明します。

Q. 7（後見人の仕事と責任について）

私には、老人性痴呆症でほとんど意思疎通もできなくなった父がいます。

先日、家庭裁判所に父の「後見」の申立てをしたのですが、その際に、私は父と同居していますので、後見人の候補者として私を希望する旨を記載して申立てしました。

しかしながら、私は製造業に従事している者で法律のことはほとんど分りません。後見人がどのようなことをすればよいのか、又、どのようなことはしてはいけないのか、詳しくは分らないままです。後見人の仕事や責任の内容について教えてもらえないでしょうか？

A. 7

まず、後見人が行う仕事としては、本人の生活・療養看護に関することと本人の財産管理があります。

具体的な役所や金融機関等への届出等の手続内容については、ここでは省略しますが、具体的な手続内容についてご確認されたいときは、別にお問合せ下さい。

なお、当然のことですが、本人の財産を管理することは後見人の主要な仕事ですので、通常、お金の管理をするに当って必要とされる程度の注意を払って職務を行うことが法律上定められています（例えば、各種団体、同窓会やPTA等の会計担当者に必要な程度の注意かそれよりもう少しだけ注意を払う必要があると思っていたら、分りやすいのではないかと思います。）。これを善良なる管理者の注意又は善管注意義務といいます。

又、本人の医療や介護等の契約等、単純な財産的な取引以外の事柄でも、本人に関らなければなりませんので、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活の状況にも配慮して、後見人としての職務を行わなければならないという身上配慮義務を負うことも定められています。ですから、たとえ、本人にはほとんど判断能力は無いような場合であっても、後見人が自分の考えだけを勝手に押し付けるような職務を行うのではなく、定期的に本人を訪問して、本人の状態を確認しながら、本人のためになるように職務を行わなければならないこととなりますし、介護サービス業者と介護契約等を締結したような場合や特別養護老人ホーム等の施設に入所しているような場合には、適切な介護や世話がなされているかを定期的に確認する必要も出てきます。また、実務上、家庭裁判所への定期的な報告の際には、本人の状態についての報告も求められますので、本人との面会や会話の内容については、その都度記録しておくことをお勧めします。

以上の義務を負った上で、本人の生活・療養看護に関することと財産管理をしなければならないことになり、これらを有効になしうるために、後見人には代理権と取消権が与えられ、本人の代理人として行動する、本人が単独で行った法律行為を取消しすることができることとなります。

なお、「保佐」や「補助」の場合には、保佐人等に同意権が与えられますが、後見開始相当の方は、後見人に同意してもらったところで、本人自らが理解ができず、単独で有効な法律行為をできる状態ではなく、同意権を与える意味がありませんので、後見人には同意権は与えられません。

具体的には、本人の生活・療養看護に関することは、本人の介護契約・施設入所契約・医療契約等を代理して行うことと、本人の生活に必要な費用を本人の財産の中から計画的に支払うことが中心となります。なお、本人の手術に対する同意については、法律上、後見人には同意権は与えられていないのが現状ですので、そのような場合には、医師に対して同意ができない旨を申し出ることや、家庭裁判所や後見監督人にも連絡していただくことが必要になるものと思って下さい。財産管理については、本人の財産を管理すること、本人の財産に関する法律行為を代理して行うこと、本人が単独で行った法律行為を取消することが中心となります。

当然のことですが、後見人は本人の財産を管理する立場となりますので、後見人自身の財産と本人の財産を一緒にしたり（混同するといいます。）、本人の財産を管理のために後見人の名義にするようなことはできません。又、財産管理については、本人の財産に損害を与えないような安全な方法を取らなければなりませんので、本人の財産から株式投資や先物取引等の投資・投機行為をすることもできません。

また、本人が単独で行った法律行為を取消又は追認する場合には、取引等の相手方に対して、その行為を取消す又は追認する旨を通知すればよいのですが、後日、言った言わないのトラブルになることを避けるために、配達証明付の内容証明郵便で取消又は追認の通知を出すようにするものであると思っていただいて構いません。

それでは、後見人に選任された場合に、最初にやるべきことを説明します。

まず、本人の財産管理及び生活・療養看護のためには、本人の財産をきちんと把握する必要がありますので、後見人に選任されて1ヶ月以内に本人の財産を調査した上で、財産目録を作成しなければなりません。もちろん、申立ての時点で財産調査をされて目録等を提出されておられると思いますので、基本的には、それを活用してもらえば結構です。但し、後に説明しますが、後見監督人が選任されている場合には、後見監督人の立会いが無ければ、財産調査と作成した財産目録に効力が生じないと定められていますので、必ず後見監督人と連絡を取って、立ち会ってもらった上で行わなければならないことには注意が必要です。又、後見監督人が選任されている場合には、後見人が被後見人である本人に対して債権や債務を持っているとき（後見人が被後見人に貸付をしている場合や、借金をしている場合です。）には、後見人と本人の間で利害が対立することになりますので、財産調査の前にその旨を後見監督人に申し出る必要があります。特に、後見人が本人に対して債権（貸付金と思って下さい。）を有しているときに、故意に申し出なかったときは、その債権を失う（返済を受けることができなくなる。）ことになると定められていますので、注意が必要です。

更に、財産目録の提出に関しては、法律上、家庭裁判所は後見人に対して、いつでも後見事務の報告や財産目録の提出を求めると定められていますので、実務上は1ヶ月以内に財産目録を作成した時点で家庭裁判所にも提出することになります。

なお、後見人自身の仕事の都合や体調等、止むを得ない理由によって、1ヶ月以内に財産調査と財産目録の作成が完了できないと思われる場合には、その期間を延長する旨の申立てをしてもらうことになります。

又、財産調査に併せて、本人の生活、教育、療養看護、財産管理のために毎年支出する金額の予定を立てなければなりません。これに関しても、療養看護については長期間にわたる可能性もありますので、本人の財産の状況を見た上で、中長期的な展望にたって最善の療養看護ができるような計画を立てて、予定しなければなりません。

後見人に就任して、まず行わなければならない職務は、上記2点となります。

なお、後見人は、実務上、後見事務の内容については、定期的に家庭裁判所に報告をする必要がありますので、本人の収入や支出については金銭出納帳をつける等して、きちんと記録する必要がありますし、領収証等の資料も報告しやすいようにスクラップする等して保管しておく必要があると思っておいて下さい。又、報告の際には本人の状況についての説明も必要となりますので、面会の際の会話についても記録しておくことをお勧めします。

その後は、介護に関係する契約を本人の代理人として結んだり、当初予定した支出を行い、財産を管理することが職務の中心となります。なお、後見人には日常生活に関することと身分行為を除き、本人の全ての行為に代理権を与えられ（包括的代理権ともいいます。）、又、取消権を有しますので、原則としては代理権については制限は無く、後見人が本人の代理人となって各種の契約等を締結できることとなりますが、本人にとって悪い影響や大きな影響を与える可能性のある一部の行為については、法律で制限されているものがあります。

具体的には、

1. 本人の居住用不動産の処分

本人の居住用不動産の処分（売却や賃貸借契約の解除・変更等）については、例えば、本人の施設入所のために必要となるようなことはありますが、認知症の高齢者や精神障害がある方にとっては、住環境が大きく変化することで本人の体調に悪影響を与えることにもなりかねません。そのため、居住用不動産の売買や賃貸借契約の解除等の処分については、その影響が大きい可能性を考慮して、家庭裁判所の許可を受けなければなりません。

2. 利益相反行為

本人と後見人が共に相続人となって遺産分割協議が必要になる場合や、本人と後見人の間で賃貸借契約を結ぶような場合等は、本人と後見人との利害

が対立する可能性が高く、このような場合に後見人に本人の代理をさせることは、本人の不利益になりかねません。そこで、このような利益相反行為については、後見監督人が選任されている場合には、後見監督人が本人の代理人となりますし、後見監督人が選任されていない場合には、家庭裁判所で特別代理人を選任してもらい、その特別代理人に本人の代理をしてもらうこととなります。

3. 本人の行為を目的とする契約

物を買うような行為であれば、本人には代金支払義務という財産的な義務を負うだけに過ぎないのですが、例えば、アルバイトをするなどの雇用契約を結ぶような場合には、本人が働くことが契約上の義務となりますので、本人がそうしたことをしなければならなくなることを納得しているのかが重要なこととなります。そのため、本人が何かの行為をしなければならなくなるような契約の場合には、本人の同意が必要となります。

上記以外のことであっても、後見人の方が本人の代理人として何らかの法律行為をする際に、自分一人で判断するのは負担が重すぎて不安に思われるようなときは、家庭裁判所に申立てをして、家庭裁判所からその行為に関する処分命令をもらってその命令に従って行うことができます。後見人は、基本的には家庭裁判所の監督の下で職務を行うものですので、何もかも一人で判断するのではなく、判断に迷われるようなときには、積極的に家庭裁判所と連絡をして、家庭裁判所の判断を求めた上で、職務を行えばよいのです。

又、後見監督人が選任されている場合には、原則として後見監督人の同意を得た上で、法律行為を行うことがほとんどですので、後見監督人と積極的に連絡を取って職務を行って下さい。

後見人の仕事と責任については、原則的には以上となります。

なお、本人の日常生活に際しての介護等の事実行為については、後見人が行うものではありませんので、その点は介護サービス業者と介護契約を結んで依頼されたり、行政の介護事業等を利用してもらうこととなります。後見人は、契約した内容の通りに、介護業務がなされているかをチェックするのが仕事となります。もちろん、親族の方が後見人となった場合に、その方が事実上、本人の介護の作業をされること自体が禁止されている訳ではありませんので、介護作業をしてはいけないということではありませんが、そのような事実行為をすることは後見人の仕事ではないということになります。

Q. 8 (後見人の報酬や事務費用について)

私は、認知症で判断能力がほとんど無くなった母の「後見」を申立て、私が後見人として就任することになりました。

ところで、後見人に就任するに当っては、家庭裁判所で色々と話をされたのですが、母の療養看護契約をすることや色々な支払等で仕事を休んだりする必要もあるように思いましたし、相当の手間がかかるように思いました。そこで、後見人に就任するに当って、その報酬をもらうということはできるのでしょうか。又、事務に関して必要となる実費等の費用は誰が負担することになるのでしょうか？

法律や福祉の専門家の方や社会福祉法人等のような団体が後見人に選任されるような場合には、当然、それなりの報酬が支払われるものだと思いますが、私のように家族の場合には、報酬はもらえないのでしょうか？

A. 8

後見人に対しては、法律では家庭裁判所は本人の財産の中から相当額の報酬を後見人に与えることができるとだけ規定されています。そこで、実務上は、後見人に報酬付与の申立てをしてもらい、家庭裁判所に判断してもらうこととなります。これについては、親族は除くような規定はありませんので、実際のところ、親族の方が後見人に選任されておられる場合には、無報酬というケースも見られますが、親族であっても、報酬付与の申立てをして報酬付与の決定が出された場合には、報酬を受け取ることができることとなります。

ですから、家庭裁判所からの報酬付与の決定が出された場合には、その決定に応じた報酬を受け取ることができますし、逆に報酬付与の決定が出されていない場合は、後見人が勝手に自分の報酬を本人の財産から差し引くなどして受け取ることはできないこととなります。

ところで、報酬の額に関しては、本人の年齢、後見事務の内容や処理状況、難易度、本人の財産額等を総合的に考慮した上で決定されることとなりますので、一律で決まるものではなく、事例毎に家庭裁判所が判断することとなります。そのため、後見人の報酬についての相場というのは、実際には無いものと思っていたほうがよいと思います。

この点で、後見人の報酬の相場は1ヶ月当たり2～5万円程度という話を聞かれた方もおられるかと思いますが、家庭裁判所によっては、ホームページ上に成年後見人等の報酬の目安として、その程度の金額の記載もされているところもあります。但し、実際には、本人の財産額であったり、後見事務の程度等によって変わってきますので、そのようなケースもあるという程度に考えておいてもらうほうがよいのではないかと思います。なお、法律の専門家であったり、社会福祉法人のような団体が後見人になる場合には、それなりの報酬は付与されるものとなりますが、これについても特に、どの程度の期間が予想されるか、又、本人の財産額がどの程度で

あるか、後見事務がどの程度複雑であるか等が大きな要素となりますので、一概に専門家や団体であるから、この程度の報酬になると決まっているものではありません。

なお、後見事務に関して必要な費用については、法律で本人の財産の中から支出することに定められていますので、いわゆる実費の費用に関しては、本人の財産の中から支出していただければよく、後見人が負担しなければならないということにはなりません。

但し、支出するに当って、後見事務に必要な費用であるかどうか微妙であったり、金額が高額になったり、判断に迷われる場合には、事前に家庭裁判所や後見監督人に相談、確認した上で、支出なさることをお勧めします。

Q. 9 (後見人を辞めることができるかについて)

私は、認知症の夫の後見人として、これまで夫の財産管理をしてきました。

ただ、私も70歳を超える年齢となり、体力にも自信がなくなってきましたし、毎回の事務の記録を付けた上で、数ヶ月毎に家庭裁判所に報告書を作成するのも大変に思うようになり、これまでのように後見人としての仕事を続けることが不安になってきました。

できれば、夫の後見人を辞めて、誰か別の人のお願いしたいと思うのですが、そのようなことは可能でしょうか？

A. 9

後見人は、本人を保護する立場の方ですので、自由に辞めることを認めてしまうと本人の保護に欠けてしまうことになってしまいます。そのため、一旦後見人に就任した場合は、勝手に辞めることはできません。

しかしながら、ご質問のように、後見人の方がご高齢になられたり、身体が不自由になられたりして、後見人としての職務を続けることが困難になられた場合や、後見人の方が転勤等で本人と離れた場所に住まれることになる等、後見人としての職務を続けることが物理的に不可能になられた場合、というような正当な事由がある場合には、家庭裁判所に後見人辞任許可の申立てをして、家庭裁判所の許可を受ければ辞任することができます。

なお、あなたが後見人を辞任された場合には、ご主人のために別の後見人を選任してもらう必要がありますので、辞任の許可を申し立てられる際には、新たな後見人選任の申立てをしてもらうこととなります。具体的な手続の流れは家庭裁判所で確認してもらうか、別にお問合せ下さい。

又、後見人自らが辞任をしない場合であっても、後見人が不正な行為をしたり、後見事務の報告を怠ったりして、後見人として不相当であると認められる事由がある場合には、家庭裁判所は申立てか職権で後見人を解任することができますので、そのような場合にも、別の後見人を選任してもらわなければなりません。

あなたの場合にも、実際に後見事務ができなくなって報告等ができないような状態が続けば、家庭裁判所から解任される可能性もありますので、今の時点で、引き継いでもらえる候補者を探された上で、後見人辞任許可の申立てをされることをお勧めします。

Q. 10（後見監督人の役割について）

私は、この度、同居している痴呆症の父の「後見」申立てをし、私が後見人に選任されました。

ところで、父の「後見」については、家庭裁判所で弁護士の方が後見監督人に選任されました。後見監督人というのは、どのような役割の方なのか教えてもらえないでしょうか？

A. 10

後見人というのは、これまでに説明した通り、本人に対して包括的な代理権や財産管理権という大きな権限を与えられていますので、後見人が権限を濫用するようなことがあると、本人は重大な不利益を受けることになりかねませんが、通常、被後見人となる本人は判断能力が無いといってよい状態ですので、被後見人である本人が、後見人が正しく職務を行っているかを監視できることは全く期待できません。

もちろん、後見人の監督は家庭裁判所が行うものですので、通常は家庭裁判所と連絡を取って、その指示に従い監督を受けることになるのですが、が、必要に応じて、後見監督人を選任できると定められていますので、後見監督人が選任された場合には、後見監督人がまず、後見人の職務を監視する役割を負うことになります。

但し、後見監督人は、必ず選任されなければならないものではなく、あくまで、後見人等の申立てや家庭裁判所の判断によって必要と認められれば選任される任意のものであります。

家庭裁判所の職権で選任されるケースは、財産関係が多額であったり、債権債務が多数あって複雑であったりする場合や、訴訟手続や遺産分割協議等法的な対応が必要である場合で、なおかつ、後見人が親族であるような場合に、法律には疎い後見人だけでは荷が重いようなケースがほとんどであると考えてもらってよいと思います。

なお、選任された後見監督人は、後見人と同様に善管注意義務や身上配慮義務を負うことになります。そこで、法律上は、後見監督人が本人と面談することを義務付けられているものではありませんが、本人の利益を保護するために後見人を監督する立場ですので、後見人とだけ接するのではなく、被後見人である本人とも必要に応じて面談し、本人の状況の把握に努める必要があるものとされています。

後見監督人の選任に当たっては、後見人の選任と同様に、家庭裁判所が一切の事情を考慮した上で、決定することになります。又、法人や複数の方が後見監督人になれることも後見人と同様です。後見監督人になれる方も後見人とほとんど同じですが、後見人に身近な人では十分に監督ができない可能性がありますので、後見人の配偶者や直系血族、兄弟姉妹も後見監督人にはなれないと定められています。

後見監督人の報酬については、基本的には、後見人と同様に扱われますので、A. 8の説明を参考になさって下さい。但し、報酬の金額については、後見人に報酬が

付与されているときは、通常、後見人よりは少ない報酬額が定められるケースが多いようです。後見監督人が後見監督事務について必要な費用を支払った場合には、本人の財産から支払われることは、後見人と同様です。

又、後見監督人の辞任や解任についても、後見監督人が不正行為をしたり、後見監督人として不適當である場合に、解任されることがあることや、正当な事由がある場合に辞任できることも、後見人と同様ですので、A. 9の説明を参考になさって下さい。

後見監督人の職務については、まず第一に後見人の事務の監督が挙げられます。具体的には、

1. 後見人が被後見人に対して有する債権債務の確認

後見監督人が選任されているときに、後見人が被後見人に対して債権債務を有するときは、財産調査の開始前に、後見人はその旨を申し出なければなりません。法律上、後見監督人にそのことを確認する義務は定められていませんが、通常は、確認しておいたほうがよいと思われますし、実務上も後見監督人が確認する扱いになっています。

2. 財産調査、財産目録作成のときの立会い

後見人の最初の仕事の1つですが、後見監督人が選任されているときは、その立会いがなくなされた財産調査と作成された財産目録は無効になってしまいます。

3. 後見事務の報告請求、財産目録の提出請求

後見監督人は、いつでも報告、提出の請求ができます。後見人の監督者という立場上、当然です。

4. 後見事務、本人の財産状況の調査

これも、後見人の監督者という立場上、いつでも調査可能です。

なお、3. と4. については、当然のことながら、家庭裁判所にも同様の権限があります。このように、きちんと報告を受け、調査をすることで、後見人を監督し、本人の利益を保護することになるのです。

5. 家庭裁判所に対して、被後見人の財産の管理その他後見の事務に必要な処分の命令を求めること

被後見人のために必要な処分については、家庭裁判所が職権で命じることできますが、後見監督人のほうが、より早く分る可能性が高いので、このような申立てができます。

6. 後見人の解任の申立て

後見人が不正行為を行ったり、職務をきちんと行わないときは、本人に対する不利益となりますので、解任を申立てすることができます。もちろん、家庭裁判所が職権で解任することも可能です。

7. 後見人に対する同意

後見人が被後見人である本人に代わって、営業活動をしたり、民法第13条第1項の各号（A. 12を参考になさって下さい。）に定める重要な行為をするときには、後見監督人の同意を得なければ、後見人が勝手に行った行為は取消しができると定められていますので、そのような行為を後見人が代理人としてする場合に同意をすることになります。但し、同項第1号の元本を受領することについては、後見監督人の同意は不要です。ですから、通常の預金引出等の銀行取引等は後見人が単独でできますが、本人のために、契約等を代理人として締結する場合には、後見監督人の同意が必要になるというものであると考えて下さい。

後見監督人は、後見人の監督が主な職務となりますが、それ以外にも、いくつかの事務をすることになります。

具体的には、

1. 後見人がなくなったときの選任申立て

後見人が死亡した場合等、後見人がなくなったときは、すぐに新しい後見人の選任を家庭裁判所に申し立てなければなりません。本人の保護のために必要なことです。

2. 緊急の場合の必要な処分

後見人が一時的に病気になる等して、後見事務ができないような緊急の場合には、本人に対する保護が途切れないように、後見監督人が本人のために必要な行為をすることができます。

3. 利益相反行為についての本人の代理

後見人と被後見人である本人の双方が、相続して遺産分割協議をしなければならぬときや、賃貸借契約を締結する等契約の当事者同士になるときは、後見人と被後見人である本人の利害が対立することになりますので、後見監督人が本人の代理人となって、後見人と交渉、取引することになります。後見監督人がいない場合には、特別代理人を選任して本人の代理をしてもらうことになるのですが、後見監督人がいる場合には、わざわざ別に特別代理人を選任するまでもないということです。

以上が後見監督人の役割となります。

Q. 11 (後見終了後の手続について)

私は、老人性痴呆症の父の後見人をしておりました。

先日、父が亡くなりましたので、父の「後見」は終了することになると思います。が、後見人としてどのような残務処理をすればよいのでしょうか？

A. 11

「後見」は、本人の状態が回復した上で、後見開始の審判が取消されて、本人が制限を受けなくなる場合と、本人が死亡した場合には、そもそも「後見」の必要がなくなりますので、終了します。このような場合を絶対的終了原因といいます。また、後見人が死亡、辞任、解任等によっていなくなり、本人には引き続き「後見」の必要はあるものの、現在の後見人との関係が終了するという場合を相対的終了原因といいます。

今回、あなたのお父さんはお亡くなりになっていますので、絶対的終了原因による「後見」の終了となります。

このように、「後見」が終了した場合には、後見人は、2ヶ月以内に、後見人として活動してきた期間の収支を計算して、就任時と同様に、「後見」終了時点での財産目録を作成して家庭裁判所に提出しなければなりません。この場合に、2ヶ月間では計算ができないというときは、期間を延ばしてもらう申立てをしてもらうことになります。なお、後見監督人がいる場合には、立ち会ってもらわなければならないと定められていますので、後見監督人にも連絡してもらい、計算してもらうことになります。

なお、後見人の死亡による終了や、後見人が計算の途中で死亡した場合には、後見人の相続人が後見事務にかかる収支の計算をしなければならないこととなります。

次に、本人の死亡によって「後見」が終了していますので、後見人は東京法務局に後見終了の登記を申請しなければなりません。本人の死亡以外に、後見開始の審判が取消されたり、後見人の解任、辞任等、家庭裁判所の審判によって「後見」が終了する場合には、家庭裁判所の書記官の方から、その旨の登記申請がなされます。

そして、後見人として、終了に際して報酬を求めたいときは、家庭裁判所に報酬付与の申立てをしてもらうこととなります。これに関しては、報酬を与えるかどうか、又報酬の金額については、家庭裁判所の判断によりますので、申立てをしたからといって必ず思っているだけの報酬を受けられるものではありませんが、それまで無報酬であった、特に大変な職務を行った等の場合で、残った本人の財産額や後見事務の内容等を判断して、家庭裁判所から報酬付与の決定がなされた場合には、決定内容に応じた報酬を受け取れることとなります。

その上で、残った本人の財産は、遺言があれば遺言執行者か受遺者に、遺言がない場合や遺言に記載されていない財産がある場合には相続人に引渡してもらうこととなります。遺言がなく、相続人もいない場合には、後見人が相続財産管理人の選

任申立てをした上で、選任された相続財産管理人に財産を引渡してもらうことになります。

また、後見開始の審判が取消されて、本人が能力を回復した場合には、本人に引渡してもらうことになりますし、辞任、解任等によって、その後見人による「後見」が終了したときは、新たに選任された後見人に引渡してもらうことになります。

財産の引渡し完了すれば、後見人としての手続は全て終了することになります。後見終了の報告書を家庭裁判所に提出することは法律上の義務ではありませんが、提出しておくことが望ましいのは当然ですし、各家庭裁判所によっては、実務上、提出を求める取扱をしている場合もありますので、確認して下さい。

以上が、「後見」が終了したときの後見人の手続となります。

なお、被後見人である本人が死亡した場合、当然のことながら、それまでの医療費・施設費や葬儀費用等の支出の問題が残ることになります。法律上は、後見人と被後見人である本人の関係は委任契約となり、委任契約においては、原則として、当事者の死亡によって委任契約が終了することになります。但し、法律上は、委任が終了した場合であっても、急迫の事情があれば、委任を受けた方（受任者といいます。）は、相続人等に引き継ぐまでは必要な処分をしなければならないと定められていますので、本人の死亡直後であれば、後見人が預貯金の払い戻しを受けることも法律上は可能ということになります。とは言うものの、実務上は、金融機関が急迫の事情があるかどうかを判断することが困難で、後見人からの払い戻しに応じてもらえないケースがほとんどです。もちろん、後見人が本人の債務を弁済すべき義務はありませんので、本来であれば、相続人等に引き継いだ上で任せてしまえばよいということになりますが、現実問題として、まず後見人に対して請求や連絡がなされる可能性は高く、その場合に、後見人が『後見』が終了して権限がなくなりましたので、何もできません。相続人等に請求、連絡して下さい。」というのでは、あまりに拘子定規な対応であり、社会常識にも反することとされます。この点は、法律の不備によるもので、法改正を求める意見はありますが、規定が整備されていない現状では、家庭裁判所や後見監督人、相続人等と打合せをした上で、事前に必要な資金額を後見人名義の預り金口座に移しておくとか、後見人が相続人でもある場合には、相続人全員の同意を得て相続人代表として本人名義の預貯金を速やかに解約できるように準備をしておく等の段取りを取って、事実上、後見人が手続を行っている（又は行わざるを得ない）ことが多いというのが現状ですので、イザというときに慌てないで済むように事前の段取りをしておく必要があると思っておいて下さい。

Q. 12 (「保佐」について)

私は、現在69歳で、40歳になる息子と2人で暮らしています。夫は既に亡くなっており、私の家族は息子と2人だけです。

実は、息子は軽度の知的障害者で、現在は、障害者の授産施設で働いております。息子の障害の程度ですが、以前、精神科で診断を受けたときには、小学校高学年程度の知能レベルということでした。日常の生活は、特に奇行があるわけでもなく、授産施設へもバスと電車を乗り継いで行っていますので、問題になるようなこともありませんし、毎日、仕事の帰りには買物を頼んでいます。きちんと買ってきてくれています。

ところで、これまでは、特に財布の管理をして来なかったのですが、2ヶ月前に、給料日にその給料と自分の銀行預金を全額引出して、衝動的に高額のパソコンを買ってきましたので、それ以降は、本人名義のキャッシュカード等は私が管理するようにして、基本的には、買物に必要な金額とお小遣いだけを渡すようにして管理するようにしています。

その上、先日は、授産施設の方が借入するのに頼まれたと言って、保証人になって構わないかと聞いてきたりしましたので、それは絶対ダメだと止めたのですが、このところ、後先を考えずに、何かをしようとする事が多くなってきたように思い、今後のことも考えると、息子の財産をきちんと管理しなければならないかと思いはじめました。

どのようにすればよいでしょうか？

A. 12

息子さんの場合には、日常生活に必要な買物等は単独でできるものの、高額な買物等の重要な行為に関しては、合理的な判断ができず、第三者の援助が必要なケースだと思いますので、法定後見の「保佐」に該当するのではないかと考えます。

まずは、医師の診断を受け、法定後見に必要な診断書を取寄せて下さい。

その上で、診断書において、「保佐開始相当」すなわち、「自己の財産を管理・処分するためには、常に援助が必要である。」と診断されたものとして、以下、説明します。

申立てに関しては、申立書の内容が変わるだけで、取り寄せすべき書類や作成すべき資料は、基本的に「後見」を申し立てる場合と同じですので、A. 4の説明をご参考になさって下さい。

「保佐」の決定がなされると、本人に保佐人が選任され、「後見」の場合と同様に、本人は、医師・薬剤師、士業者等の資格も失います。又、会社役員や公務員の地位も失うこととなります。但し、「保佐」の場合、選挙権、被選挙権を失うことはありません。

選任された保佐人には、原則として法律が定める財産上の重要な行為について、

本人に対する同意権と取消権が与えられます。

具体的には、民法第13条第1項で定められています。内容は以下の通りです。

1. 元本を領収し、又は利用すること
 - i 預貯金の払い戻し（元本を受け取ることとなります。）
 - ii 貸しているお金を返してもらうこと（iと同様に元本を受け取ることとなります。）
 - iii 利息をつけてお金を貸すこと（利息を受け取るということは、元本を利用するということとなります。）
 - iv 不動産賃貸借契約を解除して、貸している不動産を受け取ること（不動産を賃貸して、地代や賃料を受け取っている場合には、その不動産が収益を生み出す元本となります。）
2. 借財又は保証をすること
 - i 借金をすること（借財に当たります。）
 - ii 保証人になること（保証することに当たります。）
3. 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること
 - i 不動産の売買をすること（不動産の所有権を得る又は失うこととなります。）
 - ii 不動産の賃貸借契約の締結及び解除をすること（借主であれば、不動産を使用する権利を得たり、失ったりすることとなります。貸主であれば、不動産を貸すことで賃料等を受ける権利を得たり、失ったりすることとなります。）
 - iii 抵当権の設定をすること（借入金を返済できなくなったときは、不動産を競売されて所有権を失う可能性があります。）
 - iv 利息をつけずにお金を貸すこと（利息をつけなければ、元本の利用にはなりません。当然ですが、返済されるまでは自分のお金として使えないこととなりますので、重要な財産に関して利用する権利を失うこととなります。）
 - vi インターネット取引を含む通信販売や訪問販売で商品を購入すること（よく考えず勢いで高額の商品を購入する可能性があります。但し、金額が高額でないもの場合には含まれない可能性もあることには注意が必要です。そこで、何万円以上の商品購入については、同意を必要とするというような、同意権拡張の申立てをしておくほうがよい場合があります。）
 - vii クレジット契約を締結すること（高額の商品であったり、長期間にわたって支払をすることになったりする可能性があります。金額が高額でないもの場合には含まれない可能性があることはviと同じです。）
 - viii 元本の保証のない先物取引や株式への投資をすること（元本保証がない取引の場合、財産を失ってしまうことになりかねません。）

ix 介護契約、施設入所契約等を有償で締結すること（通常、このような契約は相当の対価を伴うものですので、本号の対象になると解釈されています。）

4. 訴訟行為をすること

（被保佐人である本人自身が原告として訴訟を起こすことです。原則として、被保佐人である本人は正しい判断能力に欠けるので、自らが訴訟を起こす場合には、同意が必要になるのだと思って下さい。但し、第三者に訴訟を起こされて、それに応訴（対応）するときと、結婚や離婚等の身分行為に関する人事訴訟については、保佐人の同意は不要です。）

5. 贈与、和解又は仲裁合意をすること

（贈与することは自分の財産を他人に与えることになり、和解をすることは紛争を解決することですので、慎重な判断が必要となります。仲裁合意というのは、紛争の解決を仲裁人と呼ばれる第三者に任せることに合意することですが、これも紛争を解決することにつながりますので、やはり慎重な判断が必要となります。なお、贈与を受けることについては、単純な贈与であれば、自分の財産が増加するだけのことで、保佐人の同意は不要です。）

6. 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること

（当然のことながら、遺産をどの程度取得する又はしないことになるのかということですので、慎重な判断が必要となります。）

7. 贈与の申込を拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること

（贈与や遺贈を受けないことは、財産を増やす機会を失うことになり、慎重に判断すべき重要な行為です。又、負担付の贈与や遺贈については、承諾又は承認することで、本人は何らかの負担〔義務〕を負うことになり、同様に慎重な判断が必要となります。）

8. 新築、改築、増築又は大修繕をすること

（不動産に関して、上記のことを行うのは、多額の資金も必要ですので、当然ながら慎重な判断が必要となります。）

9. （民法）第602条に定める期間を超える賃貸借をすること

（民法602条では、樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃貸借は10年、その他の土地の賃貸借は5年、建物の賃貸借は3年、動産の賃貸借は6ヶ月と定められていますので、これを超える賃貸借については、慎重な判断が必要として、保佐人の同意がないとできません。逆に言うと、これらの期間内の賃貸借については、保佐人の同意なしに被保佐人である本人が単独でできることとなりますので、これらの期間内の賃貸借にも同意が必要なときは、同意権の拡張申立てが必要となります。）

なお、民法第13条には定められていませんが、印鑑登録については、実印は不動産の売買等重要な行為の際に必要な行為となりますので、保佐人の同意が必要となると

というのが、役所での実務上の扱いとなっています。

以上、「保佐」を受けることになった本人は、上記の行為については、保佐人の同意を得た上でやらなければ、取消することができる行為となり、被保佐人である本人及び保佐人が後に取消することができることとなります。この場合、被保佐人である本人が取消した場合も、有効に取消したものと確定します。本人の取消を更に保佐人が取消して有効な行為に戻すことはできません。取消又は追認の方法は、「後見」の場合と同じと考えて下さい。

逆に、本人が保佐人の同意を得なければならない行為をする場合であって、本人の利益を害するおそれがないにもかかわらず、保佐人が同意しないときは、本人の申立てによって、家庭裁判所が保佐人の同意に代わる許可をすることができることになっていますので、その許可を得た場合には、保佐人の同意を得た場合と同様に扱われることとなります。

なお、単に「保佐」を申し立てただけでは、保佐人に対しては、上記の行為についての同意権と取消権しか与えられません。但し、それ以外の行為であっても同意権を追加したい場合には、「保佐」の申立てに併せて、同意が必要になる行為を追加して申立てをすれば、追加で同意権を与えてもらえることとなります。又、申立て時点では不要であったものの、その後、例えば就職をする等のために、同意権を追加する必要性が生じたときは、同意権拡張の申立てをすることで、同意権を追加して与えてもらうことが可能です。更に、同意権の範囲を広げたい場合には、同意権拡張の申立てをすることで、同意権の範囲を広くすることが可能です。

又、被保佐人である本人については、重要な財産行為を単独でできないというだけで、基本的には保佐人の同意を得て本人自らが行為を行うというのが、原則となりますので、「保佐」の申立てだけでは、保佐人には本人の代理権は与えられません。しかしながら、不動産の売買契約や介護契約等については、本人自らが行為を行うよりは、保佐人に代理人になってもらい契約を締結するほうが確実であることは多いと思います。そこで、保佐人に代理人になってもらうようがよい特定の法律行為については、代理権付与の申立てをすることで、代理権付与の決定（審判）がなされた行為については、保佐人が代理人となって被保佐人である本人のために行為をすることが可能となります。但し、法律上、保佐人の代理権は特定の法律行為に限る旨定められていますので、代理権を付与してもらいたい法律行為を指定しなければならず、例えば、民法第13条に定める保佐人の同意が必要な行為の全てについて代理権を付与してもらいたいというような包括的代理権の付与は認められないことになっています。つまり、法律行為全般にわたって包括的代理権の付与が必要という場合は、「保佐」ではなく、「後見」の対象になるものであると考えて下さい。

更に、保佐人の代理権を付与する申立ては、本来、保佐人に与えられる権限に追加して権限を与えることになり、より本人に制限を加えることとなりますので、申立てに際しては、法律上、本人の同意が必要と定められています。

但し、ご質問のような知的障害をお持ちの方で「保佐」を受ける方の場合、財産管理全般について代理権を付与されるほうがよいケースがあると思いますし、そのような場合には、財産管理については、ある程度包括的な代理権を付与される場合もあります。その場合には、家庭裁判所によっては、後見人と同様に、財産目録を作成したり、収支の予定を立てたりする必要が生じることがありますので、そのようなケースの申立てをされる場合には、家庭裁判所に確認して申し立てるようにしてもらわなければなりません。

なお、当然のことですが、「保佐」は「後見」より軽い保護類型ですので、日常生活に関する行為と身分行為については、保佐人には同意権も代理権も与えられませんので、本人が単独でできること、保佐人が取消できないものであることは「後見」と同じですし、そのような行為は慎重になされるべきものであることももちろんです。

Q. 13 (保佐人の仕事と責任について)

私は母と同居していますが、母は認知症が相当進んできており、日常生活の簡単なことであれば、何とか一人でもできるのですが、預金通帳等の管理を本人に任せしておくのは不安な状態です。

母は、全てにおいて判断ができない状態ではないので、法定後見の「保佐」を申し立てるべきではないかと考えており、私が保佐人の候補者になろうかと思っています。

ところで、私は美容師で法律のことは疎いので、保佐人になったらどのような仕事をしなければいけないのか、どういう責任を負うのか、全く分かりません。保佐人の仕事や責任の内容について教えてもらえないでしょうか？

A. 13

「保佐」を受ける状態にあるということは、A. 12で説明した民法第13条第1項に定める重要な行為をするに当たって、正常な判断ができるかどうか不安であるものの、一応、他人の援助を受けることで自分で行為をすることはできる状態であると思って下さい。ですから、保佐人は、本人がそのような重要な行為をする際に同意をすることと、万一、本人が保佐人の同意なく単独で法律行為等を行った場合に、その行為が本人の不利益になる場合には取消し、本人の利益になる場合には追認することが一番の仕事となります。

申立てに際して、同意権拡張の申立てが併せてなされた場合には、保佐人の権限として、追加された同意権とその範囲での取消権を行使すること、代理権付与の申立てが併せてなされた場合には、付与された代理権の範囲での代理権と管理権を有することは、もちろんです。

保佐人に関しては、就任時の財産調査や財産目録の作成は法律上の義務ではありませんが、家庭裁判所は後見人にいつでも報告や提出を求めることができるという規定が保佐人に対しても準用されていますので、実務上は、後見人と同様に、就任時の財産調査や財産目録の作成、定期的な報告はしなければならないものであると考えて下さい。なお、財産管理についての包括的な代理権を付与された場合には、就任時の財産調査や財産目録の作成が必要となりますので、その場合には、家庭裁判所に確認された上で、指示された調査等をしてもらうこととなりますので注意が必要です。

又、保佐人が善管注意義務や身上配慮義務を負うこと、本人の居住用不動産の処分、利益相反行為（この場合、選任されるのは特別代理人とはいわず、臨時保佐人と呼ばれます。）、本人の行為を目的とする契約の際の保佐人の権限の制限、保佐人の報酬、保佐人の辞任や解任に関する事、「保佐」の終了時の実務等については、基本的には後見人と同様ですので、A. 7, A. 8, A. 9, A. 11の説明を参考にさせて頂いて下さい。

更に、「保佐」の場合には「後見」の場合と比較して、本人の判断能力の低下が進行中であつたり、逆に状況が好転する可能性もありますので、本人の状況の変化に応じて、新たな申立てを検討したり行ったりする必要が「後見」の場合より多いであろうということには注意が必要です。

その上に、被保佐人である本人は、同意を得た上で自らが行為を行うことができるのが原則ですので、本人が同意なく行為をされて問題が発生する可能性は「後見」と比較して高いものと言えます。そこで、保佐人としては、本人との面会や会話については、詳細な記録を残しておかれる方が、何らかの問題が発生したときの助けになると思います。この点は、「後見」以上に重要であると思って下さい。

Q. 14 (「補助」について)

私の叔母(父の妹)は、私の自宅の近所で一人暮らしをしています。叔母の子供は長女と次女がいますが、2人とも結婚して遠方に住んでいますので、それこそ盆と正月くらいにしか帰って来ません。そのため、私が最低でも2~3週間に1回位は訪ねて行って様子を見るようにしています。

叔母は、70歳を過ぎていますが、いまだに足腰もシッカリしていて元気ですし、料理も上手で、私がおばの作った料理をもらって帰ることもある位ですので、まだ、介護サービスも受けてはいません。ただ、時々、約束したことをスッカリ忘れてしまうようなことがありますので、多少、認知症気味ではないかと思うときもあるのですが、基本的には日常生活に支障が生じるような状態ではありません。叔母本人は、足腰が弱くなったり、料理ができないようになってしまったときには、老人ホームに入るつもりであると言っていますが、今のところは、私が見ていても、そのようなことを準備しなければならないような状態でもないと思っています。

ところで、先日、私が叔母の家を訪ねたところ、ベッドには新品の布団があり、事情を聞いたところ、訪問販売のセールスマンから100万円で購入したと言いました。

私が、それは高すぎる、だまされたのではないかと言ったのですが、叔母は、最高級の羽毛を使っていたり、安眠できるように最新の技術を使っているのだから、それくらい高額になるのだと説明されたと言いますし、実際に、その布団で寝るようになってから熟睡することができるようになったので、買ってよかったと言ひ、だまされてはいないと言うのです。

叔母は、叔父が亡くなったときに、叔父の遺産を大部分相続したこともあって、今回の100万円の出費がすぐに叔母の生活に悪影響を及ぼすということもありませんし、何より、叔母がその布団に満足しているようなので、私個人の意見としては、今回の布団の訪問販売は、いわゆる悪徳商法の1つではないかと思うものの、敢えて契約を取消して布団を返す必要まではないかとは思っています。

ただ、確かにここ数年は、叔母はあまり人を疑わず、言われたことをそのまま信じてしまい、要らない物を買ひそうになったり、他人の保証人になろうとしたようなこともあって、その度に、私が、止めるように言い聞かせて何とか大事に至らず済んだようなこともありました。それに、それこそ日常の買物や1万円程度までの話であれば、問題はないのですが、10万円を超えるような金額の話になってしまふと、それこそ10万円も100万円も同じように思っているのではないかと心配になったこともありました。

又、訪問販売業者の間では、購入経験のある顧客のリストが回っている等という物騒な話も聞いたことがあります。叔母は、今回、訪問販売で高額の商品を買ひてしまっていますので、これからも、叔母のところに、色々な訪問販売業者が押しかけてきて高い買物をさせられてしまい、それこそ叔母の財産が食い物にされないか

と不安になってしまいます。

今のところ、日常生活に大きな支障もありませんし、いつも訳の分からないことを言うという訳でもありませんので、「後見」の申立てをするほどのことではないと思いますが、金銭の管理等は私なり別の人に任せたほうが安心ではないかと思っています。

叔母のようなケースでは、どのようにすればよいのでしょうか？

A. 14

確かに微妙なケースですね。お話を伺うと、叔母さんの状況は「後見開始相当」の状態ほど判断能力が低下されてはいないものの、判断能力が衰えてきているのは確かだと思います。そこで、叔母さんを保護するための方法としては、法定後見の中でも、「保佐」又は「補助」を利用するか、又は後で説明します任意後見制度を利用して、叔母さんの財産を守る手当をするのがよいのではないかと思います。特に、高額の金額の話に関しては、感覚がアバウトになっておられますので、何らかの手当をされておくほうが、安心だと考えます。

そこで、まずは、医師の診察を受けてもらい、法定後見の申立てに必要な診断書を取得されるようにして下さい。叔母さんをご高齢でいらっしゃると思いますので、かかりつけの医師がおられると思います。まずは、その方に、診察をしてもらい、必要があれば、精神科を受診していただいたほうがよいと思います。

お話を伺ったところでは、基本的には、判断能力が著しく衰えておられるようには思えませんので、医師の診断においては、「補助開始相当」すなわち「自己の財産を管理・処分するためには、援助が必要である。」と診断がなされるのではないかと思います。そこで、医師の診断書で「補助開始相当」という診断が出されたものとして、以下、説明します。

「補助」という法定後見の類型は、平成12年の民法改正において、新設された類型で、基本的には、物事の意味をきちんと理解できていて、自分の行為の結果が分っているので、「後見」や「保佐」の必要がある程には判断能力は低下していないものの、多少の判断能力の低下が見られ、契約締結の場面等において、第三者の援助があったほうが安心であるというような方を保護するというものです。

ですから、「補助」の対象となる方は、「後見」や「保佐」が必要な方に比べると、判断能力は基本的に有しておられる方になります。そこで、本人が必要ないと思っておられるのに、周りが勝手に保護をつけるというのは、法定後見の、本人の意思をできるだけ尊重するという理念にも反しますので、「補助」の申立ては、本人の同意が無ければできません。この点は、客観的に見ても、本人には保護が必要であることが明らかであることが多い「後見」や「保佐」の申立てとは異なるところです。そのため、本人が「補助」を受けたいと思っておられなければ、たとえ周りが客観的にみて「補助」が必要であると思っても、本人の意思に反して勝手に申立て

することはできません。そこで、「補助」の申立てを検討されるに当っては、まず、叔母さんが「補助」の申立てに同意していただくことが必要となります。

申立ての方法については、申立書の内容が変わるだけで、取り寄せすべき書面や作成すべき資料は、「後見」や「保佐」の申立てと同じですので、A. 4の内容をご参考になさってください。但し、「補助」の場合には、各々のケースによって必要な保護の程度が異なりますので、「補助」開始の決定がなされただけでは、補助人には何の権限も与えられません。それでは、「補助」の意味が無いこととなりますので、「補助」の申立ての際には、補助人にどのような権限を与えるべきかということ、申立てをする時点で特定することが必要となり、「補助」の申立てに併せて同意権付与か代理権付与の申立てのいずれか一方又は両方を同時に申し立てないといけないこととなります。「後見」のように後見人には包括的な代理権が、「保佐」のように保佐人には重要な行為に関する同意権が、申立てに併せて自動的に与えられるものではないことには注意が必要です。この点でも、本人の意思をより尊重することになります。

「補助」は、「後見」や「保佐」に比べて、保護の必要性はより軽い方が対象となりますので、少なくとも同意権については、「保佐」の場合に与えられる同意権（すなわち民法第13条第1項に定められている行為。A. 12を参考になさってください。）の一部でなければなりません。そして、同意権が付与された行為については補助人には取消権も併せて与えられますので、同意権が付与された行為については、被補助人である本人が、補助人の同意を得ずに単独で行った場合には、取消しができる行為となります。又、代理権についても、代理権を与えるべき法律行為を特定しなければなりませんので、「後見」の場合と同様な包括的な代理権付与の申立ては認められません。つまり、そのような包括的な代理権や同意権が必要である場合には、「後見」や「保佐」を検討してもらうことになるということです。逆に、「介護契約の締結」とか「預金取引全般」というような大まかな特定ではなく、「介護業者〇〇との介護契約の締結」とか「〇〇銀行△△支店の本人名義の預金取引」等のように、より限定した形での同意権なり代理権の付与の申請も可能です。なお、取消や追認の方法は、「後見」の場合と同様です。

なお、「補助」における代理権については、あくまで、補助人にその権利（代理権）が与えられたというだけで、本人がその行為をすることに制限はありませんので、代理権が付与されたとしても、同意権が付与された場合とは異なり、補助人に取消権は与えられないことには注意が必要です。但し、補助人に代理権が与えられた行為に取消権が与えられないのであれば、ご質問のケースのように、例えば預金等の管理が必要であるとして、「〇〇銀行△△支店の本人名義の預金に関する取引」に代理権を与えるような場合でも、本人も自由に預金を引出し等できることになって意味がないことになりかねませんので、補助人にそのような代理権が与えられた場合には、それに付随する権限として通帳やキャッシュカードの管理をする権限は、併

せて与えられるものと考えられています。実際の管理等の方法については、家庭裁判所の担当書記官に確認を取って行って下さい。

更に、「補助」についても、「保佐」と同様に、被補助者本人が補助人の同意を得なければならない行為をする場合であって、本人の利益を害するおそれがないにもかかわらず、補助人が同意しないときは、本人の申立てによって、家庭裁判所が補助人の同意に代わる許可をすることができることになっていますので、その許可を得た場合には、補助人の同意を得た場合と同様に扱われることとなります。

最後に、当然のことですが、「補助」は、「後見」や「保佐」より軽い保護類型ですので、日常生活に関する行為と身分行為については、補助人には同意権も代理権も与えられませんので、本人が単独でできること、補助人が取消できないものであることは「後見」と同じですし、そのような行為は慎重になされるべきものであることももちろんです。

Q. 15 (補助人の仕事と責任について)

私は、先日、軽度の知的障害を有する息子の「補助」の申立てをして、補助人に就任しました。

「補助」開始に当っては、同意権については、1万円を超える金額の商品を購入する場合に、代理権については息子の銀行取引と息子が作成した絵の売買契約について、代理権を付与してもらうことになりました。これは、息子は小さい頃から絵を描くのが好きで、色々な方に評価をしていただき、何度か息子の絵を買って下さる方がおられましたので、今後も、そのようなことがあるだろうと考えてのことです。

ところで、私は専業主婦で特に法律を学んだこともありませんので、補助人がどのような仕事をして、どのような責任を負うのか、今一つハッキリしません。補助人の仕事や責任について教えていただけませんか？

A. 15

「補助」というのは、基本的には、自らの行為の結果を理解できるような状態の方に対する保護となりますので、A. 14でも説明しました通り、補助人は、付与された同意権や代理権の範囲内で仕事をしてもらうこととなります。

ですから、あなたの場合には、息子さんが1万円を超える金額の商品を購入される場合には、それに同意するかどうかを決定してもらうこととなりますし、万一、息子さんが、あなたの同意なく勝手に購入してきた場合には、必要に応じて、取消すか追認するかしていただくこととなります。取消や追認の方法は「後見」と同じです。

また、息子さんの作品の売買契約については、あなたが代理人として購入希望者との間で契約してもらうこととなります。

なお、補助人に関しても、就任時の財産調査や財産目録の作成については、法律上の義務は定められていませんが、家庭裁判所は後見人にいつでも報告や提出を求めることができるという規定が補助人にも準用されていますので、実務上は、就任時の財産調査や財産目録の作成、定期的な報告はしなければならないものであると考えて下さい。この点については、家庭裁判所の担当書記官に確認を取って、その指示に従って下さい。なお、財産管理についてのある程度の包括的な代理権を付与された場合には、就任時の財産調査や財産目録の作成が必要となりますので、その場合には、家庭裁判所に確認された上で、指示された調査等をしてもらうこととなりますので注意が必要です。

又、補助人が善管注意義務や身上配慮義務を負うこと、本人の居住用不動産の処分、利益相反行為（この場合、選任されるのは特別代理人とはいわず、臨時補助人と呼ばれます。）、本人の行為を目的とする契約の際の補助人の権限の制限、補助人の報酬、補助人の辞任や解任に関する事、「補助」の終了時の実務等については、

基本的には後見人や保佐人と同様ですので、A. 7, A. 8, A. 9, A. 11の説明を参考になさってください。

更に、「補助」の場合には「保佐」の場合以上に、本人の判断能力の低下が進行中であつたり、逆に状況が好転する可能性もありますので、本人の状況の変化に応じて、新たな申立てを検討したり行ったりする必要が「後見」や「保佐」の場合より多いであろうということには注意が必要です。

なお、被補助人である本人は、基本的には、同意権や代理権の付与がされていない行為については、自らが行為を行うことができるのが原則ですので、本人自らが行為をされて問題が発生する可能性は「後見」や「保佐」と比較してより高いものと言えます。そこで、補助人も、本人との面会や会話については、詳細な記録を残しておかれる方が、何らかの問題が発生したときの助けになると思います。この点は、「後見」、「保佐」の場合以上に重要であると思って下さい。

Q. 16 (保佐監督人と補助監督人の役割について)

私は、先日、軽度の認知症を発送した母の「保佐」か「補助」の申立てをしよう
と準備をしておき、私が保佐人か補助人の候補者として申立てしようと考えていま
す。

ところで、私自身は、法律のことには疎いもので、きちんと保佐人や補助人とし
ての任務ができるのか、少々不安です。

後見人の場合には、後見監督人という方を選んでもらって、監督してもらえる制
度があるということを知ったのですが、「保佐」や「補助」の場合にも、そのような
監督人のような制度があるのでしょうか？

A. 16

「保佐」や「補助」の場合でも、保佐監督人や補助監督人の制度はあります。基
本的には、後見監督人と同じで、保佐人、補助人等の申立てや家庭裁判所の判断に
よって必要と認められれば選任される任意のものであり、役割としても、後見監督
人と同様と考えていただいてもよいと思います。詳しくは、A. 10の説明をご参
考になさってください。

但し、後見監督人が選任された場合には、後見人が本人に代わって営業をしたり
又は民法第13条第1項の行為をするときには、後見監督人の同意が必要でしたが、
保佐監督人、補助監督人には、その規定は準用されていませんので、「保佐」や「補
助」の場合には、監督人の同意は必要ありません。

ただ、実務上、保佐監督人や補助監督人が選任されるケースは、極めてまれで、
ほとんど無いのが実際のところですので、保佐人や補助人になられた場合には、家
庭裁判所の担当書記官に相談して指示を受けることで、保佐人や補助人の仕事をし
てもらえばよいと思います。

Q. 17 (成年被後見人らしい方との取引について)

私は中古車業を営んでおり、先日、70歳の方から運転免許を返納するので、車を売りたいとの相談を受け、先日、そのお客様との間で売買契約書を締結しました。契約締結の時点では、特におかしいと思うことはありませんでした。

ところが、先日、車を引き取りに行こうとお客様に電話をしたのですが、ボケておられるのか話が全くかみ合わず、その日は引取りに行くことを断念せざるを得ませんでした。私は以前に、「後見」を受けている方との取引で、後見人の方に代理人になってもらい契約をした経験がありましたので、もしかしたら、そのお客様も「後見」を受けておられるのではないかと思いましたが、別の日には、そのお客様からいつ車を引き取りに来てくれるのかとの問い合わせがあつて、どうしてよいものか迷っています。

成年被後見人が単独でおこなった契約は、後見人によって取消される可能性があることは知っていますので、契約を解除されることになるのは仕方ないと思つていますが、現状のまま中途半端な状態で放置しておくわけにもいきません。

どうすればよいのでしょうか？

A. 17

ご質問の内容からみて、そのお客様は、いわゆるまだら認知症を発症されているのではないかと推測します。

但し、そのような方であっても、法定後見を受けておられなければ、特にその方の行為に制限がされるものではありません。そのため、そのお客様が法定後見を受けておられない場合には、たとえ、その方が一時的には判断能力を失われるような方であっても、その方が正常な判断能力を有しておられるときに売買契約がなされたものであれば有効です。もちろん、全く判断能力が無いような状態の中で契約されたのであれば、そもそも意思能力がないことになり、法定後見を受けておられなくても、その売買契約は無効となりますが、ご質問の内容からは、正常な判断能力の下で契約が成立しているようですので、売買契約は有効であると考えられます。そこで、その方が正常な判断能力を有しておられる際に車を引き取りに行かれても構わないと思います。もちろん、代金を支払われた上で、その方から代金の領収証をもらっておかれるべきであることは当然ですし、売買契約書は原本を2通作成して、あなただけでなくそのお客様にも原本を渡しておかれることをお勧めします。

ただ、認知症の方のケースでは、判断能力が低下されているときには、自分の思ったとおりの状況でない場合に、周りの方を疑われるようなことがあること(例えば、財布が見つからないときに、周りの方が盗んだ等と言われるようなケースです。)は、ご存知かと思つたので、あなたが車を引き取られた後に、その方の判断能力が低下されているときに、車がないことをもって、あなたに車が盗まれた等と言われるようなおそれがあることは否定できないのではないかと思います。そのような可能

性があるとすれば、後々、風評被害等のトラブルを避けるためには、たとえ違約金を払うことになっても、契約を解除されたほうが安心かもしれませんし、その点を比較して慎重に検討された上で、対応されることをお勧めします。

一方で、そのお客様が法定後見を受けられている場合であれば、本人が単独で行った法律行為は後見人が取消することができますので、取引の相手方はもしかしたら契約を取消されることになるかもしれないという不安定な立場におかれることとなります。取消することができる行為を取消しできる権利は5年で消滅することにはなりますが、不安定な立場のまま5年間も待っていることはできないのが通常です。そこで取引の相手方の保護のために、不安定な立場を解消できるようにする「催告権」という権利が認められています。

催告のやり方は3つあります。

まず、本人が正常な状態に戻り、法定後見の取消を受ける等、本人の行為に制限がなくなったときには、本人は取消しうる行為を追認して事後的に完全に有効な状態するか取消するかを自らで選択できることとなります。そこで、取引の相手方は本人に対して、1ヶ月以上の期間を定めて、その行為を追認するかどうかの返事をするように催告することができます。この場合には、本人が期間内に追認するか取消すかの返事をしたときには、その通りの効果が生まれるのは当然ですが、期間内に本人からの返事がなかったときには、その行為を追認したものとみなされます。

この催告には、未成年者が親権者の同意を受けずに単独で法律行為を行った場合にも適用されますので、そのような場合には、未成年者本人が成人になった後に、本人に対して、催告することとなります。

次に、本人が法定後見を受けていて後見人等がついている場合には、その後見人等に対して、同様に、1ヶ月以上の期間を定めて、その行為を追認するかどうかの返事をするように催告することができます。この場合も、期間内に返事があればその通りに、返事がなければその行為を追認したものとみなされます。通常、法定後見を受けている方との取引に関する催告は、このパターンが一番確実なものとなります。

又、この催告の場合、後見監督人がついているときは、後見人は後見監督人の同意を得た上で追認しなければ、取り消したものとみなされます。

最後に、本人が法定後見を受けている被保佐人又は被補助人で、保佐人や補助人がついている場合には、本人に対して、1ヶ月以上の期間を定めて、保佐人等から追認してもらうようにして欲しい旨の催告をすることができます。この催告については、成年被後見人は意思表示を受領する能力がありませんので、成年被後見人に対してはできません。

この場合には、期間内に保佐人等からの追認をもらった旨の本人の返事がないときは、その行為は取消されたものとみなされます。

つまり、単独で有効な追認ができる人に対して催告したときは、期間内に返事が

なければ追認したものとみなす，単独で有効な追認ができない人に対して催告したときは，期間内に返事がなければ取消されたものとみなす，ということになります。

なお，被保佐人や被補助人が保佐人や補助人の同意なく単独で取消す旨を回答した場合，その取消の回答は，更に取消することができるものになるのではないかと思われる方もおられると思いますが，取消す旨の回答の場合には，その行為は取り消したものと確定するとされていますので，取消の回答を更に取消して有効な行為にできることにはなりません。但し，被保佐人や被補助人である本人に対して催告するよりは，保佐人や補助人に対して催告する方が確実であるのは当然ですので，そのように催告されることをお勧めします。

ところで，その方が法定後見を受けておられるかどうかを確認する方法ですが，本人が法定後見を受けている旨の登記事項証明書を取得できれば，一番確実なのですが，後見等に関する事項はプライバシーの保護の必要が高いため，本人をはじめ法定後見の申立てができる人でないと取得できませんので，不動産や法人の登記事項証明書のように誰でもが法務局で簡単に証明書を発行してもらうというわけにはいきません。

そこで，まずは本人に確認してもらい，もし本人から法定後見を受けている旨の回答があれば，後見人等の氏名や連絡先等を確認して下さい。又，本人が後見を受けている旨の登記事項証明書を所持しているときは，それを見せてもらって確認してもらえばより確実です。

本人からの確認ができない場合には，同居のご家族等を確認してもらうこととなりますが，法定後見を受けておられない場合に，個人情報だからと教えてもらえない可能性はありますので，確実とはいえません。

但し，本人が法定後見等は受けていないと回答した場合で，明らかにだましていると認められるような場合（「詐術を用いる」といいます。）には，そのような不誠実な方を保護する必要はないことになり，契約を取消することはできなくなり，有効な行為として確定します。なお，本人が法定後見を受けていることを言わないときに，他の言動と併せて明らかにだましていると認められる場合には，「詐術を用いた」と判断されることもあります。単に黙っているというだけでは「詐術を用いた」とは言えないとする最高裁判所等の判例もありますので，「詐術を用いた」かどうかの判断は慎重になされるべきものとなります。その点の判断については専門家にご相談されることをお勧めします。

Q. 18 (後見開始までの間に財産を処分されるおそれがあるときの手続について)

私の母は、私の自宅の近所で兄夫婦と同居しています。母は重度の認知症を患っており、ほとんど会話もできない状態で、私は母には「後見」が必要な状態にあると判断していますが、兄夫婦は自分達がちゃんと母の面倒を見ているのだから「後見」等必要ないと同意しませんし、当然ながら申立ての準備さえしようとしません。

そればかりか、母の預金を勝手に使って、新車を買ったりしているようです。私がそのことに気づいて兄に問いただしたところ、母の病院への送り迎え等のために必要だから買ったのだと言います。それ以外にも、結構、母の預金から、自分達の生活費等までも出しているようですし、母の面倒を見ているとは言うものの、何時私が訪ねてもいつも薄汚れた同じ服を着せられているようだったり、ちゃんと面倒を見てくれているようには思えません。

私としては、母がこのまま兄夫婦と同居して、適当にしか面倒を見てもらえないのであれば、老人介護施設等に入居させてきちんとした専門家の介護を受けさせてあげたいと思うのですが、母は、自分では何もできない状態ですので、私が「後見」の申立てをしようと考えています。そこで、家庭裁判所に行って、パンフレットや必要な書式等をもらってきたのですが、申立てをして、後見人が決まるまでには、数ヶ月はかかると書いてありました。

兄夫婦の今の状況から見て、母の「後見」の申立てに同意してくれる見込みはありませんし、私が「後見」を申立てしたことが判ったら、それこそ、決定が出るまでの間に、母の預金を全部自分のものにしておくようなことをしかねません。もし、そうなってしまえば、母を施設に入所させることさえできなくなってしまう、「後見」を申し立てる意味もなくなりかねません。

こういう場合に、兄夫婦に勝手なことをさせないようなことはできないものでしょうか？

A. 18

ご質問のような、本人以外の第三者が本人の財産を使い込んでいるようなケースや、それ以外にも本人自身が浪費を繰り返していたり、訪問販売業者等が頻繁に来ていて高額の商品を購入しているというようなケースであれば、本来ならば、すぐにでも「後見」なりを開始してもらって、保護を開始することが必要です。ところが、実務上、法定後見の申立てから開始の審判（決定）がなされるまでは、どんなに早くても1ヶ月はかかってしまいますし、通常は、決定がなされるまでには、2～3ヶ月程度の期間をみておかなければならないのが、実際のところです。

このような場合に、申立てをしただけでは、本人の保護に欠けることとなりますので、とりあえず、本人の財産を本人や第三者に勝手に処分できないようにする方法として、「審判前の保全処分」という方法があります。これは、法定後見の申立てがなされ、法定後見の決定がなされる可能性が高い場合で、緊急の必要があると認

められるときには、家庭裁判所に財産管理者を選任してもらって、その管理者に法定後見の正式な決定ができるまでの間、本人の財産を管理してもらう、更には、その財産管理者にとりあえず後見人等の仕事をしてもらうというものです。また、実際には後見人等が選任されている状況で、後見人を解任しなければならないような場合に、その後見人等に勝手に職務を行わせないようにするというものもあります。

審判前の保全処分の詳しい内容については、別にお問合せ下さい。

ところで、「審判前の保全処分」については、あくまで、法定後見の申立て等をした場合に、その旨の決定が出るまでの間、仮に財産管理なり後見なりの処分を求めるといえるので、まずは、本案となる法定後見の申立てをした上でないと、申立てできません。そのため、法定後見の申立ての前に、「審判前の保全処分」だけを先行して申立てすることはできません。また、緊急の必要があることが認められなければならないので、何故、保全処分が必要であるかという事情を疎明（説明することと考えて下さい。）することが必要になります。

ですから、あなたの場合であれば、まず、お母様の法定後見の申立てを準備してもらい、その上で、併せて保全処分を申し立てる準備をする必要がありますので、まずは、お母様の診断書を取得してもらうことが必要となります。その他の申立てに関する内容は、A. 4の説明をご参考になさして下さい。そして、保全処分の申立てに関しては、緊急の必要がある疎明資料については、あなたが事情を説明した報告書のような書類を作成されるか、保全処分の申立書の中で、詳しく説明されればよいかと思えます。

ところで、現時点で、お母様の診断書が取得できていない場合ですが、お兄様ご夫婦に内緒で診断書が取得できれば一番よいのですが、それができないような状況であれば、家庭裁判所に事情を説明して、診断書のない状況での申立てを受け付けてもらえるように、事前に相談してみてください。但し、家庭裁判所の判断として、診断書は必ず必要であると回答される可能性は否定できませんし、仮に申立てを受け付けてもらったとしても、その場合には、鑑定料として10万円を先に納めて、家庭裁判所の指定する医師の診断（鑑定）を受けてもらわなければ、お母さんに「後見」が必要かどうかの最終的な判断ができません。そのため、裁判所から指定された医師の鑑定の時点で、お兄様ご夫婦にあなたがお母様の「後見」を申し立てていることが判ってしまうことにはなるかと思えますが、それからの保全処分の決定等に時間がかからずに済むよう、申立てに際しては、家庭裁判所と綿密に相談して下さい。なお、このような申立ては、極めて例外的な申立てとなりますので、一般的にこのようにできますということをご説明も確約もできません。又、家庭裁判所のほうで、どの程度あなたの意向に沿った形で手続を進めてもらえるのかも分かりませんので、事前の相談や申立てをしてみないことには、具体的な流れが分からないとしか言えませんので、その点をご了解いただきたいのですが、まずは、具体的な事情を含めて家庭裁判所に相談してみてください。

Q. 19 (任意後見制度について)

私は、現在、75歳ですが、一人暮らしをしております。夫は他界し、子供はそれぞれ独立して、遠方で生活しております。

私は今でも足腰もシッカリしており、元気にはしておりますので、日常生活の中で、特に誰かの手を借りなければならないことはありません。ただ、このところ、少々物忘れがひどくなってきたように思い、近い将来のことも考えて、何らかの保護を受けることを考えたほうがよいのではないかと思うようになりました。

ところで、先日、テレビを見ていましたところ、任意後見制度という制度を紹介していて、これは、元気なうちに、将来自分がボケたりしたときに助けてくれるように頼める制度らしいということは分りましたので、今の自分には一番合った方法ではないかと思ったのですが、特にメモを取っていた訳でもありませんので、詳しいことはハッキリ覚えていません。

任意後見制度というのは、どのような制度か詳しく教えてもらえませんか？

A. 19

任意後見制度というのは、平成12年の民法改正に併せて、新たに作られた制度です。成年後見という制度は、判断能力の衰えた方を保護する制度ですが、一方で、保護を行うに当っては、出来るだけ本人の意思を尊重するという点を重視するという観点から、禁治産制度から法定後見制度に改正され、また、より本人の意思を尊重できる方法ということで、任意後見制度が新設されたのです。

この点については、法定後見制度であっても、たとえば「補助」の類型については、本人の意思ができるだけ尊重されるように配慮はされていますが、そうは言っても、法定の制度であり、保護をする人（補助人等）の権限も法律で定められています。また、補助人等の選任も最終的には家庭裁判所によって決定されますので、必ずしも本人の希望通りになるとは限りません。

そこで、保護を依頼する人も、その方に与える権限も、本人の希望するように定めることができ、より本人の意思が尊重されるような制度として、「任意後見契約に関する法律」が定められ、任意後見制度が新設されたのです。これ以降、「任意後見契約に関する法律」のことは「任意後見法」と略します。

大まかに言うと、任意後見制度とは、判断能力が十分にある時点で、本人が信頼できる方との間で、本人の判断能力がおとろえたときに自分の希望する内容については、自分の代理人として活動してもらおうという内容の任意後見契約を結んでおいて、その後、本人の判断能力がおとろえた時点で、任意後見がスタートし、任意後見人による保護が開始されるという制度であるということになります。又、本人の意思を尊重するという観点から、任意後見契約を結んでいる方が法定後見が必要となった場合でも、原則としては、任意後見が優先されます。但し、家庭裁判所で任意後見より法定後見の方が本人の利益になると判断された場合には、法定後見に移

行されることもあります。任意後見と法定後見が重複して適用されることはありません。

具体的には、まず、保護を依頼されたい本人が、判断能力が十分にある時点で、自分が信頼できる第三者に、自分の判断能力がおとろえたときには、自分の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を自分の代理人として行ってもらうことを依頼し、その第三者がそれを承諾する任意後見契約を締結します。

まず、任意後見契約とは、任意後見法第2条第1号にて、「委任者が、受任者に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託にかかる事務について代理権を付与する委任契約であって、第4条第1項（後見監督人の選任に関する規定です。）の規定により任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定めのあるものをいう。」と定義されています。この定義にそって、任意後見契約について説明します。

委任者（保護を受けたいと依頼される方）に関しては、法律上の制限はなく、未成年者や既に法定後見を受けている方であっても任意後見契約を結ぶことは可能です。但し、未成年に関しては、未成年の間は親権者や未成年後見人の保護がありますので、実際に任意後見が開始するのは、本人が成人してからのこととなります。また、既に法定後見を受けている方に関しては、裁判所において、既に受けている法定後見を継続するほうが本人の利益になると判断される場合には、任意後見が開始されないこととなりますので、必ずしも希望通りにならない可能性がありますし、そもそも、本人が任意後見契約を結ぶことについてきちんと理解ができているかどうかという点も問題となりますので、任意後見契約自体が成立しない可能性もありますので、注意が必要です。

一方、受任者（本人の保護をすることを依頼された方）に関しても、法律上の制限はありませんし、複数の方に依頼することや、社会福祉法人等の法人（団体）に依頼することも可能です。但し、法定後見における後見人の欠格事由に当たる方が委任を受けている場合には、本人の利益が保護されない可能性が高いことになり、任意後見が開始されないこととなりますので、その点には注意が必要です。

ところで、任意後見契約というのは、法律上は委任契約の一種です。通常の委任契約であれば、書式が決まっているものではなく、口頭の約束でも成立するのですが、任意後見契約は、判断能力が十分にある時点で契約を結ぶものの、実際に契約の効力が発生するのは、「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況」つまり、判断能力がおとろえたこととなります。この「精神上の障害」は身体の障害以外の広い意味で解釈されていて、いわゆる精神疾患だけではなく、認知症等の病気によって判断能力がない（又はおとろえた）方も当てはまることになるのは、法定後見の場合と同様です。任意後見契約はこのような特殊な委任契約ですので、イザというときに、本人の意思を確認できるものは任意後見の契約書だけという可

能性も高いものです。そこで、契約を結ぶ時点で、本人が任意後見契約を結ぶ意思があること、依頼する代理権の内容をきちんと理解していること、また、判断能力が十分にあることを確認しておかなければならないものとされ、更に契約書の存在がハッキリしていなければなりませんので、必ず、公正証書によって契約書を作成しなければならぬと、法律上定められています。

公正証書の作成については、本人と受任者が公証役場に出向いて作成してもらうこととなります。その際に、公証人の手数料として11,000円、任意後見の登記に関する手数料と印紙代が合計4,000円、郵便代と公正証書の正本・謄本作成手数料として合計で約3,000円程度の費用が最低かかります。なお、体力が落ちている等、公証役場に出向くことができない場合には、公証人に自宅や病院まで出張して作成してもらえることは、公正証書遺言と同様ですが、その場合には、公証人の手数料が5割増となり、公証人の旅費・日当が加算されることとなります。

また、任意後見契約が締結された場合には、公証人の方より、東京法務局にその旨の登記申請がなされ、任意後見契約が締結された旨の登記がなされることとなります。この登記によって、法定後見を申し立てる際に、法定後見に優先する任意後見契約が締結されていないかが確認できることになるのです。

任意後見契約で委任できる内容については、基本的には委任者である本人と受任者が合意すればよく、財産行為を委任する、療養看護に関する契約を結ぶことを委任する等、内容は自由ですので、「保佐」の申立てに際して代理権付与の申立てをする場合のように、包括的な代理権を与えるような契約もできますし、「補助」の申立てに際して代理権付与の申立てをする場合のように、代理権の範囲をより特定することもできます。

具体的には、任意後見契約書においては、代理権の内容として、代理権目録という形式で特定するように定められていて、目録のひな形もありますので、それを参考にして代理権を与える内容を決めてもらえば構いません。又、契約後に、代理権を追加、削除したり、代理権の範囲を拡大、縮小したりしたいことは可能ですが、単純に追加したり削除したりするだけで行うことは出来ず、新たな任意後見契約を締結しなければなりませんので、簡単にできるものではありません。そこで、任意後見契約を締結する際には、委任する代理権の範囲については、最初に、ある程度慎重に判断されて決定されるようにして下さい。また、代理権の範囲の変更以外で、例えば報酬額の変更をしたいような場合にも、公正証書で変更契約書を作成しなければなりません。

ところで、任意後見契約で委任する内容は基本的には自由に定めることができますが、任意後見契約は特殊な委任契約のため、以下の内容については、必ず定めなければならぬとされています。

1. 精神上の障害によって判断能力が不足したときの事務の委任であること

任意後見制度というのは、精神上的の障害により判断能力が低下した人の保護をするものですので、そのことを契約書の中でも、きちんと記しておくことが必要になります。

2. 代理権を与えるということ

任意後見制度というのは、任意後見人に本人の法律行為を代理してもらうことが、その本質ですので、その点も契約書の中で、きちんと記しておくことが必要となります。

3. 任意後見監督人が選任されたときから任意後見が始まるということ

任意後見制度というのは、本人の判断能力が低下してから、保護が始まりますが、任意後見人が適切に職務を行っていることを監督しなければならないのは、法定後見の場合と同じです。但し、任意後見人は家庭裁判所が直接監督するものではなく、任意後見監督人を通じて間接的に監督するものとなり、任意後見監督人が選任されることが、任意後見開始の要件となるので、そのことも契約書の中で、きちんと記しておくことが必要となります。

なお、上記3点の内容については、任意後見契約書は公証人が作成して公正証書にしますので、間違いなく記載されます。ですから、作成に当っては、それほど気にされなくても大丈夫ではありますが、任意後見契約というものがどういうものであり、どのようにして開始するかという重要な内容ですので、理解はしておいて下さい。

又、契約書にて委任する内容は自由と説明しましたが、あくまで、法律行為や身上行為に関するものについて自由であるということですので、例えば、受任者に介護の作業を依頼するというような事実行為については、任意後見契約ではできないこととなります。そのような事実行為を依頼するのであれば、別に、その旨の契約（法律上、準委任契約と呼ばれます。）をしてもらうこととなります。これは、法定後見において、後見人等が介護作業をしないのと同じです。

更に、受任者が実際に任意後見人となって事務をする場合には、法定後見人等と同様の善管注意義務と身上配慮義務を負いますし、任意後見人として不適切な行為等があれば解任されることも法定後見人等と同様です。但し、任意後見の場合は、法定後見と違って、契約をした当事者の意思を尊重し、裁判所が介入することは原則としてできないというのが、法律が予定するところですので、その解任の申立てがあつて初めて家庭裁判所が解任するかどうかを判断することとなります。そこで、任意後見人を解任すべき事由があるときでも、家庭裁判所が職権でその任意後見人を解任をすることはありませぬので、必ず、本人や親族、任意後見監督人等からの解任の申立てが必要となります。

なお、任意後見人の報酬に関しては、任意後見契約の中で決めてもらうこととなりますので、無報酬でも構いませんし、本人と受任者の合意で報酬額は自由に決めることができます。推定相続人である親族の方が任意後見人となられる場合には、

任意後見人の報酬は無報酬とする代わりに、遺言で、取得分を多くすることで、報酬の代わりにされるやり方も見られます。法定後見の場合のように、家庭裁判所が報酬を付与するかどうかを判断するものではありません。

Q. 20 (任意後見契約のパターンについて)

任意後見契約には、いくつかのパターンがあるということを聞いたことがありますが、具体的にはどういうことでしょうか？

A. 20

任意後見契約は、契約の時点では判断能力はシッカリしていて、その後、判断能力がおとろえたときに保護が開始されるという制度ですので、契約を結んだ時点と保護が開始される時点が時間的にはなれていることが多いものです。具体的には、任意後見契約を結んだ後に、本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者が、本人の判断能力がおとろえたため任意後見を開始すべきと判断した時点で、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをして、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されると任意後見がスタートすることになります。そのため、契約を結んでからの流れで、通常3つのパターン（即効型、将来型、移行型）があると説明されます。

具体的には、

1. 即効型とは

任意後見契約を結ぶことの判断はきちんとできているものの、既に判断能力の低下が始まっていて、すぐにでも任意後見を開始して欲しいという場合のパターンです。この場合は、任意後見契約を結んだら、すぐに、任意後見監督人選任の申立てをすることになり、任意後見監督人が選任されると任意後見が開始することになります。

この場合、本人が任意後見契約を結ぶことをきちんと理解できていない可能性があるのではないかと問題がありますが、公証人によって、本人が任意後見契約を結ぶことをきちんと理解できていると慎重に判断された上で、任意後見契約書が作成されますので、一応、本人の理解はあるものとされます。但し、本人の判断能力の低下の具合によっては、法定後見が必要と判断される可能性もありますので、慎重に判断すべきであることはもちろんですし、判断能力の低下が始まっている状況では、即効型の任意後見を選択されるよりも、法定後見を検討されることをお勧めします（日本公証人連合会のホームページでも、同様の説明がなされています。）。

2. 将来型とは

任意後見契約を結ぶ時点では、判断能力に何ら問題はなく、契約締結後も、基本的には本人が単独で法律行為等を行うものの、判断能力が低下して任意後見が必要となった時点で、任意後見監督人選任の申立てをして、任意後見を開始するパターンで、これが、法律が予定している任意後見の一番基本的なパターンとなります。

将来型でのパターンで契約する場合に注意すべきことは、契約後もしばらくの間は、特に代理人を定めることなく、本人自らが法律行為等を行いますので、受

任者は定期的に本人の状況を確認して、本人の判断能力の低下の状態を把握し、本人の保護が必要と判断したときは、速やかに任意後見監督人選任の申立てをして、保護の時期が遅れないようにしなければならないという点です。そのため、将来型の任意後見契約を結ぶ場合で、親族の方に任意後見人を依頼されるときには、受任者の方は定期的に本人を訪問・面談して、本人の状況を確認することが必要となりますし、私達のような第三者の専門家に任意後見人を依頼されるときには、受任者が定期的に訪問・面談することを定める「見守り契約」（私は、「定期連絡契約」と呼んでいます。）を別に結んで、受任者と定期的に会うような段取りをされることをお勧めします。

3. 移行型とは

任意後見契約を結ぶ時点では、判断能力に何ら問題はないものの、身体の具合が悪い等の理由で、任意後見受任者に一般的な代理人として行動してもらうことを希望される場合のパターンです。この場合には、任意後見契約に併せて、事務委任契約を別に結んでもらい、判断能力が低下していない間は、事務委任契約に基づいて、代理人として行動してもらい、判断能力が低下して任意後見が必要となった時点で、任意後見監督人選任の申立てをして、任意後見を開始するパターンです。

この場合には、事務委任契約を任意後見契約と併せて、公正証書で1つの契約書として作成する（但し、公証人の手数料は2件分となります。）、任意後見契約とは別に事務委任契約を結んで、公正証書で2通の契約書を作成する、公正証書は任意後見契約だけにして、事務委任契約書は別に作成するという3つのやり方があります。移行型の任意後見契約にするのであれば、費用の点では、多少割高になりますが、1通の公正証書で事務委任契約と任意後見契約を併せて作成する方法をお勧めします。

なお、契約締結後しばらくは事務委任を依頼せず、まずは「見守り契約」（「定期連絡契約」）だけを締結して、定期的に訪問・面談を受け、身体の具合が悪くなってから、事務委任契約をスタートさせるというパターンも考えられ、これを段階型と説明される専門家の方もおられますが、基本的には移行型の1つであると思っただいてよいかと思います。

この場合に注意すべき点は、事務委任契約に関しては、本人の判断能力は十分であることから、たとえ、任意後見受任者に法律行為の代理を依頼したとしても、金融機関等によっては、代理人による手続を認めない取扱をされたりすることがあり、契約をしたからといって包括的に代理人として活動してもらうことができず、その都度、委任状を書いていただく等の手間がかかることがある等、事務委任を受けた方の権限が統一的に扱われていないことです。

ただ、移行型の場合には、契約締結時点より、事務委任契約がスタートしていることになり、任意後見受任者の方が定期的に本人と会って事務の委任を受ける

ことになり、本人の状況確認については一番適切に判断できるものと言えますので、将来型に比べると、任意後見監督人選任の申立て時期の判断等は、より適切に行ってもらえる可能性が高いというメリットがあります。

任意後見契約を結ぼうと考えられるということは、少なくとも、身体の具合が思わしくなくなる等、将来に不安を感じられたことがきっかけになったものと思われるので、特に第三者に依頼される場合には、契約締結後も定期的に受任者の方と接触ができて、受任者の方に自分の状況の確認もより確実にってもらえるよう、移行型のパターンか、将来型+「見守り契約」(「定期連絡契約」)を結ばれることをお勧めします。

Q. 21 (任意後見人の仕事と責任について)

私は、5年程前に同居している父に頼まれ、私を任意後見受任者とする任意後見契約を結びました。そのときは、父から、「多分、この先もボケることはないと思うけれど、将来、念のときの備えだから頼む。」と言われ、私も簡単に了承して契約しました。

ところが、この数ヶ月、父の言動がおかしいことが多くなり、父のかかりつけの医師からも、認知症を発症している可能性が高いと言われてしまい、いよいよ、任意後見契約を実行しなければならないときが来たのかと思うようになりました。

ただ、私も契約のときは、あまり深く考えず、簡単に了解していましたので、実際にどのようなことをしなければならないのか、どのような責任を負うのかが、今一つよく分っていません。

任意後見人になった後のことを、具体的に教えてもらえませんか？

A. 21

任意後見契約は、任意後見監督人が選任されることでスタートします。そこで、あなたとしては、お父様の状況を確認し、明らかに保護が必要であると思われるときには、速やかに家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをして、任意後見をスタートさせることが必要です。この点について、本人が判断能力が低下したことの判断については、法律上は鑑定までは必要ではありませんが、実務上、法定後見の申立ての際と同様に、医師の診断書を提出することになっていますので、まずは、医師の診断書を取っていただくことが必要となります。任意後見監督人の申立ては、任意後見受任者であるあなたに限らず、本人や配偶者、四親等内の親族からも申立てができます。なお、任意後見監督人選任の申立てについては、本人以外の方からの申立ての場合には、原則として本人の同意が必要となりますが、例えば本人の状態が「後見開始相当」の状態のように、判断能力がほとんどなくなって同意ができない場合には、本人の同意は不要とされています。

任意後見監督人が選任されると、任意後見がスタートするのですが、任意後見人も法定後見人と同様に善管注意義務と身上配慮義務を負うことが定められていますので、任意後見人は、本人と定期的に面談する等して、本人の健康状態や生活状況をチェックすることが必要となります。

具体的に職務内容ですが、まず、最初に任意後見監督人と打合せをしてもらい、今後の方針を話し合ってもらうこととなります。通常、任意後見監督人は、選任された時点では、任意後見契約書の内容まで把握できていないことが多いので、契約書のコピーを渡して、任意後見人に与えられている代理権を確認してもらうことが必要になると思って下さい。任意後見人は、法定後見の場合の後見人等のように、財産目録等の作成等は法律上の義務ではありませんが、財産管理について代理権を与えられている場合には、必要な範囲内で、財産目録を作成しなければなりません。

ので、任意後見監督人と打ち合わせの上で、作成・提出が必要となる場合があります。又、任意後見人を直接監督するのは任意後見監督人であり、任意後見監督人は、いつでも任意後見人に対して報告を求めることができる旨、法律で定められています。通常は、任意後見契約書において、報告の程度については定めることになりません（通常、3ヶ月に1回程度の報告が必要であると定められることが多いようです。）ので、その契約内容に従って、定期的に任意後見監督人に任意後見事務の報告をしなければならないこととなります。家庭裁判所に対する報告は任意後見監督人の職務となりますので、任意後見人はあくまで任意後見監督人に報告をすればよいものとなります。

ところで、任意後見人の権限は、あくまで任意後見契約書で代理権を与えられた内容についてのみ、本人を代理して行為を行えるというものです。そのため、任意後見契約書において委任されていない内容については、何の権限もありません。又、任意後見契約は、任意後見人に代理権を与えますが、本人の行為を制限するものではなく、法定後見の保佐人が有する同意権は与えられませんので、たとえ、任意後見人に代理権を与えた行為であっても、本人自らが単独で任意後見人の同意なく行為することも可能です。そして、任意後見人には、法定後見の後見人に与えられる取消権も与えられません。ですから、代理権に付随する範囲の取消権（具体的には、訪問販売等におけるクーリングオフが該当します。）や、明らかに本人の判断能力が0の状態に締結した契約を意思能力がないために無効である旨を主張することは、任意後見人でも可能ですが、法定後見の後見人のように、本人が単独で行った行為を取り消すことができるという権限はありません。これは任意後見が基本的に本人の意思をできるだけ尊重して、本人が希望する内容を代理してもらうことを委任することを、制度の目的としていることによります。そのため、たとえば、本人がまだ認知症で判断能力が正常に戻るような場合や、法定後見における「補助」相当程度の判断能力を有しているような場合に、本人自らが行った法律行為は、原則として取消すことはできず、有効な行為となってしまいます。もちろん、代理権を与えた内容について、通常認められる管理権はありますので、財産管理についての代理権を与えられているのであれば、通帳や印鑑、キャッシュカードの管理は任意後見人が行うことができますので、本人が自分に不利益になるような支出をしないように監督できることにはなりません。

それでも、本人が勝手に高額商品の売買契約を結ぶようなことが頻繁に起こるような場合には、残念ながら、任意後見では本人の保護に欠けることとなりますので、任意後見人としては、より本人の行為を制限して本人の保護が可能な法定後見の申立てをすることを検討せざるを得ないこととなります。

但し、現行法上、法定後見が開始された場合には、任意後見契約は終了することになりますので、どのような形での保護が本人にとって一番の利益になるかを考えた上で、法定後見の申立てはしなければなりませんので、注意が必要です。

なお、本人と任意後見人との利益相反行為については、任意後見監督人が本人の代理人として行動しますが、居住用不動産の処分については、本人が納得して代理権を与えていることとなりますので、法定後見とは異なり、家庭裁判所の許可が必要になることはありません。

又、任意後見人だけで判断するのは荷が重いというような内容については、任意後見契約を結ぶ際に任意後見監督人の同意を必要とする特約を付けておくことで、任意後見監督人の同意を得て代理人として行動することが可能となりますので、その点は契約を結ぶ際に検討されて必要に応じて、特約を付けるほうがよいこととなります。あなたの場合には、任意後見契約を結んだ際に、そのような特約を付けていないのであれば、改めて、特約を追加することも可能ですが、公正証書を作成してやらなければなりませんので、お父様の状況によっては、できない可能性もありますので、その点をご検討であれば、ご相談下さい。但し、任意後見監督人の同意を必要とする特約が無かったとしても、自分一人で判断するのが不安であれば、任意後見監督人に相談されることは問題ありません。

Q. 22 (任意後見監督人の役割について)

私は、母との間で、以前に任意後見契約を結び、任意後見受任者となっていました。母の認知症が進んで保護が必要だと思ようになりましたので、任意後見監督人選任の申立てをし、先日、弁護士の方が任意後見監督人に選任されました。

これから、私は母の任意後見人として活動することになりますが、任意後見監督人の方はどのようなことをされる方で、私は、監督人の弁護士の方とどのように連絡等していけばよいのでしょうか？

A. 22

任意後見契約は、本人の意思を尊重し、本人が依頼された方に、イザというときの保護をしてもらうもので、任意後見人は保護を受ける本人が選んでいますので、法定後見のように家庭裁判所が任意後見人を直接に監督するものではありません。但し、任意後見人が本人の利益のためにきちんと職務を行っていることを監督することが必要であることは法定後見人等に対する監督と同様ですので、任意後見人を直接監督する立場の方として、任意後見監督人が選任されることが、任意後見をスタートさせる要件となっています。そして、家庭裁判所は任意後見監督人を通して、間接的に任意後見人を監督することになるのです。

そこで、任意後見人となられたあなたは、法定後見人等が家庭裁判所に報告等する内容を、任意後見監督人にしてもらうこととなります。当然ですが、任意後見監督人も本人の保護のために職務を行うことになる立場ですので、法定後見人等と同様に善管注意義務と身上配慮義務を負うこととなります。そして、任意後見監督人の役割としては、定期的に任意後見人であるあなたからの報告を受け、内容を確認した上で、任意後見人が適切な後見事務を行っているかを確認しなければなりません。もし、不適切な後見事務が発見されたり、報告がなされないような場合には、適切なものとするよう、又きちんと報告をするように任意後見人に指示をしなければなりませんし、任意後見人が適切な後見事務をせず、任意後見監督人の指示に従わない場合には、家庭裁判所に任意後見人の解任を請求することも必要となります。また、任意後見人が解任されると、任意後見契約が終了し、本人の保護に欠けることとなりますので、必要に応じて法定後見開始の申立てを検討する必要もあります。

そのように、任意後見監督人は、任意後見人からの報告を受け、直接に監督することが一番の役割です。なお、任意後見監督人は、家庭裁判所が任意後見人に対して間接的な監督をするために、定期的に任意後見監督事務の内容を報告し、又、必要に応じて家庭裁判所からの調査や指示を受けて任意後見人を監督することになります。

又、任意後見人が病気や一時的に不在のために、後見事務を行えない状況下で、緊急の必要があるときは、任意後見人の代理権の範囲で必要な行為をすることや、任意後見人と本人との間の利益相反行為については、本人の代理人として行為する

ことも、任意後見監督人の役割となります。

なお、あなたの場合には、家庭裁判所のほうで、弁護士の方を任意後見監督人として選任されましたが、任意後見契約を結ぶ際に、任意後見監督人の候補者を指定しておくことも可能です。但し、任意後見監督人は家庭裁判所が一切の事情を考慮した上で適当な人物を選任するのが基本ですので、候補者を指定していたとしても、その通りにならない可能性はありますし、後見人等の欠格事由に当たる方や任意後見人に身近な任意後見人の配偶者や直系血族、兄弟姉妹は、任意後見人の監督が十分にできないおそれがありますので、任意後見監督人になれないのは法定後見の場合と同様であることには注意が必要です。

ところで、任意後見人の報酬については、当事者の合意で自由に定めることができましたが、任意後見監督人の報酬については、任意後見監督人より家庭裁判所に報酬付与の申立てをして、家庭裁判所が決定することになりますし、任意後見監督人が監督事務に必要な費用を支払った場合は、本人の財産から支払ってもらえることになるのは、後見監督人と同様です。

最後に、任意後見監督人の辞任、解任についても、後見人や後見監督人等の場合と同様ですので、A. 10の説明を参考になさってください。

Q. 23 (任意後見人を辞めることについて)

私は、叔母(母の妹)から、任意後見人になって欲しいと頼まれ、先日、公証役場で任意後見契約を結び、任意後見受任者となりました。ただ、その後、通帳の管理の話で、叔母とは言い争いになり、険悪な状況になってしまい、将来、任意後見人としてやっていけるか不安になってしまいました。できれば、任意後見契約を解消したいと思うのですが、どのようにすればよいのでしょうか？

A. 23

任意後見契約は、特殊なものとはいえ、あくまで、民法上の委任契約の一種ですので、委任契約の原則に基づき、当事者各々が契約を解除することは可能です。但し、任意後見契約の解除に関しては、任意後見契約がスタートしているかどうかによって、方法が異なりますし、解除の方法も通常の委任契約より厳格な手続を要求されます。

具体的には、任意後見契約がスタートする前(つまり、任意後見監督人の選任前です。)であれば、当事者双方は、理由を問わず、いつでも契約を解除することができます。これは、当事者双方が合意している場合はもちろん、当事者の一方から単独で解除することも可能です。但し、元々の任意後見契約が公正証書での契約書となっていますので、解除が真意に基づくものであることを確認するために、契約解除の旨を記載した書面に公証人の認証(間違いないことを確認してもらうことと考えて下さい。)を受けた上で、配達証明付の内容証明郵便で相手に送付するという手続が必要となります。当事者双方が解除に合意しているのであれば、その旨の書面を作成し、公証人に認証してもらって、当事者各々が所持すればよいこととなります。

任意後見契約がスタートしてから(つまり、任意後見監督人が選任された後になります。)は、後見人等の辞任と同様、家庭裁判所に任意後見契約解除の申立てをし、家庭裁判所の許可を受ければ、任意後見契約は解除されます。但し、この場合は、既に本人の保護が必要になっている状態ですので、後見人等の辞任と同様に、解除するための正当な事由がある場合に限られることには注意が必要です。

あなたの場合には、まだ、任意後見監督人は選任されていないようですので、契約解除の旨の書面を公証人に認証してもらって、叔母さんに配達証明付の内容証明で送付してもらえばよいこととなります。

なお、任意後見契約を解除する場合とは少し違いますが、任意後見契約は、本人や任意後見人が死亡したときや破産したとき、任意後見人が後見を受けるようになったときには、委任契約の終了事由に該当することになり、任意後見契約は終了します。この場合には、法定後見のように新たな後見人等を選任するようなことにはなりませんので、本人に引き続き保護が必要な状況であれば、原則として、法定後見を申し立ててもらうこととなります。

また、任意後見契約を結んだ後に、委任する代理権の範囲を変更する場合には、新たに任意後見契約の公正証書を作成しなければならず、単純に追加したり削除したりするだけでは行えませんので、任意後見契約を締結する際には、委任する代理権の範囲については最初にある程度慎重に判断されて決定されるようにして下さい。また、代理権の範囲の変更以外で、例えば報酬額の変更をしたいような場合にも、公正証書で変更契約書を作成しなければなりません。

詳しい内容はお問合せ下さい。

Q. 24 (予備的に、別の人を任意後見受任者として契約できるかについて)

私は、70歳になりましたので、将来のことを考えて、任意後見契約を結ぶことを考えています。任意後見人の受任者は、私の妻にお願いしたいと考えていますが、妻も65歳を超えており、イザというときに任意後見人として仕事をしてもらえるかが少々不安です。そこで、まずは妻にお願いするものの、万一、妻が高齢等で任意後見人としての仕事ができない状況であれば、私の息子に任意後見人になって欲しいと考えています。このような形で、複数の受任者と契約しておくことはできるのでしょうか？

A. 24

ご質問のように、任意後見契約を結ぶのであれば、自分が希望する人に依頼したいというのは、当然のことですし、自分の依頼する方がそのときに任意後見人になれないのであれば、その場合は、別の信頼できる人を希望するというのは、当然考えられることです。このように、まずは奥様に、もし奥様が任意後見人として活動できなければ息子様にとというようなケースで、息子様の立場を「予備的受任者」といいます。予備的受任者は1人に限られるものではありませんので、息子様が困難であれば、また別の方にというように、複数の予備的受任者を決めておくことも考えられます。

但し、現行の後見登記上、予備的受任者を登記する方法がないとして、おっしゃられるような状況がそのまま登記はされないのですが、公正証書においては、予備的受任者も含めて契約をすることで、そのような契約が可能である旨、日本公証人連合会のホームページにも記載されています。

ですから、実質的に「予備的受任者」を指定して契約することは可能であると思っ
てもらって構いません。契約書の内容等は、公証人の方で調整してもらえますので、
ご相談なさってください。当然のことながら、予備的受任者も任意後見契約の当事者
ですので、その方が受任することに同意していなければならず、公証役場に出向い
てもらおう等して、一緒に契約しなければならないことはもちろんです。

Q. 25 (判断能力に問題はないが、身体が不自由な場合の保護について)

私達夫婦は、現在75歳になり、頭の方は今もシッカリしているのですが、足腰が弱ってしまい、普段の外出でさえ、一仕事になってしまい、時々は週2回来ていただいているヘルパーの方に、その都度、買物や銀行からの出金を頼んだりしています。

ただ、ヘルパーの方にも余分なことを頼んで申し訳ないと思いますし、その都度お願いして書類を書いたりするのは、確かに面倒であるというのが正直なところです。そこで、できれば、普段の生活に必要な色々な手続を誰かにまとめて頼めないものかと思っています。任意後見契約のことを考えたのですが、これは、代理人として活動してもらうのは、判断能力が低下してからの話だと説明されていますので、私達のようにシッカリしている間は利用できないと説明されていました。でも、私達のように判断能力がシッカリしていても、身体が不自由であったり、寝たきりであったりすれば、他人にまとめて依頼したいという高齢者は多いのではないかと思います。そういう高齢者の代理人になってもらう方法は無いのでしょうか？

A. 25

これもよくお伺いするご相談ですね。確かに、法定後見も、任意後見も判断能力が低下した方の保護というのが、制度の趣旨ですので、おっしゃる通り、あなた方ご夫婦のように判断能力がシッカリしている方は保護の対象とはならず、現状では任意後見制度で保護してもらうことはできません。ただ、身体が不自由で銀行取引等を他人に依頼できればと思われるのも、特にご高齢の方には多いと思います。そのような場合には、地域の社会福祉協議会が行っている「日常生活自立支援事業」を活用するか、A. 20の「移行型」のところでも説明しましたが、事務委任契約（財産管理委任契約等という場合もあります。）を結んでもらうという方法があります。「日常生活自立支援事業」については、法的な問題等はなく、法律の専門家に依頼するほどではないけれど、日常生活の手続等に不安があるという方については、法律の専門家に依頼する場合と比較して、費用も割合安く利用できますので、検討される場合には、お近くの社会福祉協議会にご相談なさってください。なお、相談は無料です。

一方、事務委任契約は、民法の定める一般の委任契約ですので、当事者間の契約で行うことは可能ですので、任意後見契約のように公正証書で契約書を作成しなければならないことはありません。又、依頼する方を法律の専門家にしなければならないものでもありませんので、ご家族や知人に依頼されても構いません。但し、少なくとも、委任内容を明らかにした契約書を作成しておくことをお勧めします。また、移行型の任意後見契約として、判断能力が十分な間は事務委任契約を、判断能力がおとろえたときには任意後見契約に移行するというように、1通の公正証書で2つの委任契約を締結することも可能です。

事務委任契約を締結すれば、それ以降、委任した内容に関しては、受任者に代理人として行動してもらえることになるのですが、これは、法定後見や任意後見のように、受任者の権限や契約のスタート等について、家庭裁判所や任意後見監督人等の監督がなされるものではありません。そのため、受任者が勝手なことをしたり、本人の財産を使い込んだりしても、それを止めることが非常に困難であるという問題があります。そのため、委任されるに当っては、信用できる人を慎重に選ばなければなりませんし、依頼後も受任者が勝手なことをしていないかを自分で監視しなければならないということには注意が必要です。又、「移行型」の任意後見契約を結んでいて、事務委任契約を依頼している場合に、任意後見監督人選任の申立てをしないままで、勝手に本人の財産を使い込むようなケースがあるとも言われていますので、契約を結ぶ際に注意しなければなりませんし、できれば、法律の専門家等の第三者か、信頼できるご家族の方に依頼されることをお勧めします。

また、事務委任契約を締結したとしても、本人に判断能力は十分にあるわけですから、受任者が本人の代理人として行為をする場合であっても、特に金融機関での取引等に関しては、その都度、ご本人の委任状等を要求されたりすることがあるというのが実際の取扱いにおいて見られます。そのため、面倒な手続等を全部第三者に依頼するつもりで事務委任契約を締結したとしても、契約締結後も本人が手続にかかわらなければならず、全て代理人任せにすることができないという可能性があることにも注意が必要です。そのため、事務委任契約を締結するに当っては、具体的な状況を確認した上で、今後、依頼した内容について、手続の流れがどのようになり、どの程度自分がかかわらなければならないのかを最初に確認しておくことが重要となります。とはいえ、事務委任契約を締結することで、委任した内容については、受任者に対して遠慮なく依頼ができることとなりますし、私達のような専門家にご依頼されるのであれば、できるだけご本人の負担が少ない方法を考えて依頼を受けます（だからこそ、相当の報酬もいただくのです。）ので、ご本人の負担が相対的に軽くなるのは確かだと思います。

更に、事務委任契約の場合には、本人の判断能力がハッキリしている状態での契約ですので、契約後に本人の判断能力が低下した場合には、そのままでは、事務委任をできるだけの状態ではないとして、金融機関等が代理人での手続に応じない可能性もあります。そこで、事務委任契約を検討されるのであれば、任意後見契約と併用する「移行型」の任意後見契約とされておくほうが、イザというときにはより安心できるものと考えますので、事務委任契約だけを単独で利用されることはお勧めしませんが、どうしても、事務委任契約だけを単独で利用される場合には、イザというときに、速やかに法定後見の申立てができるように、受任者との間で打合せをされておかれることをお勧めします。

Q. 26 (自分が亡くなった後のことを依頼できるかについて)

私は、夫に先立たれ、子供もいませんので、身寄りがありません。今は、元気で生活していますが、将来のことを考えると、任意後見を誰かに依頼しておいた方が安心ではないかと思っております。ところで、法定後見や任意後見について、色々と説明されてきた中では、いずれの制度についても、本人が亡くなった時点で、後見人等の仕事は終了し、相続人や、私のような身寄りのないものは相続財産管理人という方が選任されて、財産等はその方に引き継がれることになることと説明されています。

ただ、自分が亡くなれば、当然ながら、すぐに、葬儀の段取りや病院・施設等への支払、菩提寺への永代供養の段取り等が必要となります。子供等の相続人がいたとしても、遺産分割の話で揉めれば、すぐに段取りをしてもらえるかも分かりませんし、私のような身寄りのないものであれば、管理する方を選任するまでに、そういうことは終わらせてもらいたいと思いますので、自分が亡くなった後の段取りを依頼できるような人がいないことには、安心できません。

自分が亡くなった後の支払等の事務作業を誰かに依頼することはできないのでしょうか？

A. 26

確かに、ご質問のように、法定後見、任意後見のいずれも、本人が死亡すれば、後見人等の職務は終了し、相続人や相続財産管理人に引き継がれるものとなります。もちろん、委任契約においては、契約終了後、権限を有する方に財産等を引き継ぐまでは、受任者において必要な処分をすることはできると法律上は定められてはいますが、A. 11でも説明しましたように、特に金融機関等において、受任者である後見人等からの預金の引出し等に応じてもらえない可能性があり、本人の死後、迅速に対応ができるように事実上の段取りしておかなければならないというのが、実際のところなのです。ですから、後見人等に対して、実際に支払をしてもらえるように、事前に資金を預けておいて、事実上、後見人等から支払をしてもらうというのもひとつの方法です。ただ、これについては、どの段階で、幾ら位の資金を預けるのか、又、実際に判断能力が低下した時点で、後見人等が勝手に資金を預ることができるのか等問題が残ることになります。

そこで、もうひとつの方法として、死後の事務委任契約という契約を結ぶ方法があります。これは、本来、委任契約は当事者の死亡によって終了するのですが、特約によって、委任者の死亡後も委任契約を終了させず、短期的な事務については、委任者の死後も委任をすることができることとされていますので、そのような特約を付けることによって、本人が死亡した後に、葬儀や永代供養に関する事務や、本人の生前に発生していた債務の支払、役所への届出、賃貸借契約や施設入所契約の解除等を依頼することができるのです。

もちろん、相続人の方がおられて、速やかに手配していただけるのであれば、このような契約は必要ありませんが、あなたのように、身寄りがないとおっしゃられる方には、信頼できる第三者に確実に依頼することができる方法となりますし、任意後見契約を結ばれるのであれば、任意後見受任者の方との間で、死後の事務委任契約を結んでおかれれば、より安心できるものとなります。但し、死後の事務委任契約はあくまで例外的なもので、委任者の死後、短期的な事務に限って委任することができるものですので、委任者の死後も長期にわたって委任することはできません。又、「移行型」の任意後見契約の場合に、任意後見契約に併せて結ばれる事務委任契約で、この旨を定めておくことも可能です。但し、通常、「移行型」の任意後見契約に併せた事務委任契約の場合、任意後見契約がスタートした時点で、事務委任契約が終了する旨を定めることがあり、その場合には、死後の事務委任契約の部分も終了してしまい、効力がなくなってしまうので、契約書の条文でそのような条項を記載しないようにしなければならないことには注意が必要です。

又、あなたのように身寄りのない方であれば、問題になることはないと思われませんが、相続人がおられる場合には、特に葬儀や永代供養に関することは、相続人の方の意思と反するようなことになってしまうと、受任者と相続人とのトラブルにつながってしまうこととなりますので、相続人の方がおられる場合に、第三者との間で死後の事務委任契約を結ばれるのであれば、相続人の方とは事前に話し合いをして了解しておいていただくことが必要になると思っています。

死後の事務委任契約をご検討なさるのであれば、一度ご相談下さい。

後見に関する基礎的な内容について、分りやすくQ & A形式で説明しました。

この程度の内容をご存知いただければ、後見に関して、とりあえずは慌てずに済むのではないかと思います。当然ながら各々のケースにより対応は異なりますし、ここに記載している内容は、後見に関するごく一部に過ぎません。

ここに書いてない内容やご不安に思われることがございましたら、まずはお気軽にご相談下さい。